

会議録

平成28年第2回更別村議会定例会

第1日（平成28年6月13日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成27年度一般会計繰越明許費の件
- 第 7 報告第 2号 平成27年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
- 第 8 承認第 3号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件
- 第 9 承認第 4号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件
- 第10 議案第46号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第11 議案第47号 更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例制定の件
- 第12 議案第48号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第49号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第50号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第51号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件
- 第16 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更の件
- 第17 議案第53号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の件
- 第18 議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の件
- 第19 議案第55号 若葉団地公営住宅建替事業（建築主体工事）工事請負契約締結の件
- 第20 議案第56号 更別村防災行政無線デジタル化整備工事請負契約締結の件
- 第21 議案第57号 動産買い入れの件
- 第22 議案第58号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件
- 第23 議案第59号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
- 第24 議案第60号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第25 議案第61号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件

第26 議案第62号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	織田忠司
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	金曾隆雄
総務課長	吉本正美	総務課参事	山内昭男
企画政策課長	高橋祐二	産業課長	本内秀明
住民生活課長	宮永博和	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	安部昭彦	子育て応援課	新関保
診療所事務長	佐藤敬貴	教育次長	川上祐明
学校給食センター所長	渡辺伸一	農業委員会事務局長	小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	末田晃啓	書記	酒井智寛
書記	小野山果菜		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成28年第2回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

4月以降積雪や降霜、5月に入って強風や干ばつにより村の主要作物であるビートやタマネギに大きな被害を受けました。生産者の皆様には心よりお見舞いを申し上げる次第であります。その後、高温や好天に恵まれたことにより、農作業も進み、作物の生育も順調であるとの報告を受けております。今後の天候に期待し、例年にも増して豊穰の出来秋となることを期待しております。

国政においては、TPPの大筋合意を受け、政策大綱も発表されたところでありますが、その交渉経過や内容の情報提供がいまだ不十分のままであり、より一層の懸念が広がっています。引き続き本村の基幹産業である農業と地域経済を守るためにも、有効で適切な政策及び対策の実現のため関係機関と連携をして道や国に強く働きかけを強めてまいり所存であります。また、消費税10%アップ見送りによる社会保障や子育て支援を含む国の全般的財政基盤に係る不安もあり、今後参議院選挙後における景気の動向、地方経済に及ぼす影響等に注目する必要があります。一方で、少子高齢化、人口減少という大きな課題が提起をされている中、地方創生や総合戦略の計画に基づく確実な政策の実行へ向けた取り組みを強化するとともに、一步一步着実に歩まなければなりません。このような厳しい状況や環境のもと、村民が村政の主人公であるとの基本理念のもと情報と意識の共有化を図り、地方自治の原点に立ち返りながら、一人一人が輝く村づくりに邁進すべく、地方創生や総合計画並びに総合戦略達成に向けてその具体的な提案を行っていききたいというふうに考えています。今回道内では地方創生として初めての熱中小学校の取り組みと提案をしていききたいと考えています。リーダーとは、誰かが歩んだ道を歩むのではなく、後に人々がついてくる道を歩まなければならないと考えております。座して現状に甘んずることなく、村の未来のためには着実な一步一步を歩んでまいりたいと決意している次第でございます。私の尊敬する上杉鷹山は、なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人のなさぬなりけりと申しました。一步前に進むということが大事であります。現状の課題を打開するためにも議員各位の皆様方のご協力とご指導、ご支援を得ながら前に村政を進めていききたいというふうに考えておりますし、また切にご理解とご指導、ご協力をお願いするものであります。

本定例会におきましては、所要の案件2件、承認案件2件、条例等の制定及び一部改正案件4件、固定資産評価審査委員会委員選任同意の件、過疎地域自立促進計画変更の件、4町村組合規約変更案件3件、工事契約案件2件、動産買い入れ案件1件、一般会計補正予算ほか特別会計補正予算5件の合計21件についてのご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、村瀬さん、7番、本多さんを指名をいたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

3番、高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会定例会議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ6月3日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月17日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われま
すようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より17日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定をしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承を願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

安村総務厚生常任委員長。

○安村総務厚生常任委員長 それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成28年5月19日から20日。

調査場所、美瑛選果（美瑛町）、フラノマルシェ（富良野市）。

3番、調査事項、十勝南部農業開発事務所跡地の利活用について。

4、経過、村が取得した十勝南部農業開発事業所跡地の整備について、市街地活性化対策の一環として有効利用の必要性、あるいは村内外への情報発信基地としての一連整備が考えられるため、委員6名の出席により、JAびえいが進める「美瑛選果」における地場特産品開発と販売関連施設の実態並びにふらのまちづくり株式会社が運営する「富良野市の中心市街地の活性化」施設フラノマルシェの実態につき調査した。

5、調査結果、(1)、JAびえいのマーケティング戦略「美瑛選果」の取り組みについて。

JAびえいでは、新規作物導入と観光客増加に対応すべく、新たな発想へのアプローチへの着手。とりわけブロックリーの流通システム開発「ベジタブルアイスインジェクションシステム」の導入により活路を求めたのを初め、JA内にマーケティング戦略プロジェクトを設置し「ブランドづくり人材育成」への参加。市場選果（農畜産物直売所）、プロのアドバイザー参画による新たな販売戦略の構築、アスペルジュ（フレンチ・レストラン）、地場産品を活用したプロシェフによるレストランの運営、選果工房（テイクアウト）、美瑛産農畜産物のスイーツ、軽食の加工、美瑛小麦工房、パッケージセンターなど、一連の施設として約4億円を超える施設投資をし、農業者の所得向上と選ばれる産地をコンセプトとし取り組んでいる。この事例から、農畜産物を中心とした生産から加工、販売への一貫システムの構築により村の知名度アップに貢献すべき拠点づくりの必要性が考えられる。

(2)、ふらのまちづくり株式会社「フラノマルシェ」の取り組みについて。

ふらのまちづくり株式会社は、「富良野市中心市街地活性化基本計画」をもとに「食」をテーマとする町なかのにぎわい滞留拠点とし、施設運営を担っている。参加構成も商店街

団体、民間企業、商工会議所、金融機関、富良野市、富良野農協など59名の出資者で構成し、コンセプトとして、「地元の食文化（食べること、作ること）」を楽しむための空間づくりと市民の憩いの場、富良野の農と食の魅力、まちの情報発信基地として交流の輪を広げる「まちの縁側」が構想理念としてある。学ぶべき利点は、市街地活性化、情報発信基地、農と地元の食文化等空間づくりの一体施設の構築により、この村で生きる楽しさ、豊かさを享受する「村民の憩いの場」、観光客や日々の交流者を「まちなか」へいざなう「おもてなしの拠点」づくりの役割を担う重要な位置づけになると考えられる。

以上、報告いたします。

○議長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

村瀬産業文教常任委員長。

○村瀬産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしましたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

記としまして、1つ、調査日時、平成28年5月19日から20日。

2つ目、調査場所、美瑛町農業協同組合（美瑛町）、有限会社キョクトー（旭川市）。

調査事項、6次産業化の現状と課題について。

4番、経過、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき事業計画として認定された美瑛町農業協同組合による「微粉碎水を利用した鮮度保持流通システムの導入による物流の改善」、有限会社キョクトーによる「ベビーリーフの加工販売事業」について、委員6名により調査を行いました。

5番目、調査の結果、(1)、上川郡美瑛町、JAびえい。

事業、事業概要については説明を省かせていただきます。

JAびえいのマーケティング戦略「美瑛選果」の発展とつないでございます。

2つ目の旭川市、有限会社キョクトー。

事業名、事業概要については省かせていただきます。

ここで年1品の開発。冬期間、他の地域から農産物加工の受け入れを行ってございます。

北海道の地域資源の活用した新事業の創出及び地域の利用促進を狙いとした6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた上記2カ所の視察調査を実施しました。

6次産業化は、農業・農村に2次産業、3次産業を取り入れ、農業・農村の活性化を推進し、また農業経営の多角化による収入向上と就業機会の増大を含める目的で、その背景は、農業所得の減少をたどる中、農産物の生産額と、最終消費額と大きな乖離が生じており、農産物の加工による高付加価値化とともに直接販売等を通じて所得向上を可能にするとしています。

JAびえいでは、6次産業化はそれを足がかりとするもので、農家の高齢化・後継者の不足・農業所得の減少から消費者の食に対するニーズは、より品質の高いものや安全性へ

の関心が高まる高度化・多様化が進むと考え、マーケティング手法による新たな販売戦略と産地ブランドの構築が必要と考えたところです。

その取り組みは、人材がブランドづくりになるとの考えのもとで、「博報堂ブランディングスクール」で学び、行政の職員とともに「美瑛選果」への取り組み、運営に当たってはコンサルタントではなくて、本職の実務者チームで実施したところです。

農家生産者とのかかわりについては、本来JAで取り組むべきといった大きな問題がありました。農業所得の向上を訴え、市場・ホクレンの手数料の軽減や、プロが求める野菜づくりを行い、ブランド化は作物の商品としての価値と知名度を図るが、市場で決められることが大事であるという、単価は自分たちで決めるという発想で取り組みました。JAびえいの販売品供給額100億円を超えるが、その一部であり主ではないとしています。

次に、有限会社キョクトーでは、代表者は川崎からUターンし農業を継ぎ大規模農業を目指しましたが、農地が高価で断念しました。近くに公社があり等外品のカボチャ・ニンジンが捨てられていたことから、カボチャジュースを商品化しました。マーケットは代表者1人で開拓して、国内の量販店・百貨店で3分の1、市場で3分の1、海外5カ国で3分の1の商品取引をしております。

6次産業化は現事業の延長上にあり、事業認可の目的は消費者にこの事業の内容を知っていただくこと、また農家の生産した作物が消費者に買っていただく楽しみを知ってもらいたいという思いで取り組みました。現状の農業経営の脱却と差別化を図る、野菜本来の味の提供と地産地消であるとしております。

近隣の農家にこのような事業の可能性について尋ねましたが、難しいのではないかとわれ、その一つが資金力の話がされました。

更別村では1事業所が認定されていますが、家族経営による大規模農業の大型機械により、耕作から収穫まで一貫した効率のよい農業形態が確立しているので、農産物生産のほかにさらなる手間暇をかける余裕はなく仕事量の限度である現状のほかに、さらべつJAの事業運営において比較的安定した農業経営が推移しているなど、農業者の理想とする農業経営であることから、農家生産者が6次産業化を進める必然性がない状況でもあります。

このたびの研修地は、現状の農業経営を一步でも前に進めるとした考えで、いち早く営農の改革に取り組んだ先進地であり、さらなる成長を続けている成功例から何を学ぶかがあります。

第5期更別村の農業振興計画では、農畜産物の販路拡大対策の推進、また農畜産物を活用した農畜産加工の推進としておりますが、実施主体は示されていません。これが更別村の農業振興の農業政策の現状であります。

6次産業化の目的は農家の農業所得の向上のほかに、地産地消、女性起業、農商工連携など地域経済の活性化と自立化のために、地域に集積した農業と食料・関連企業を連携させ、商品とサービスに付加価値をつけ、地域ブランド化新産業創出などの効果があるので、農業生産者と企業者とが連携し事業活動を行うなど、産学官連携の6次産業化が新たな企

業興しとなり地域活性化とつながることに着目しなければなりません。

今後農業の目指す目標に、村づくりの人口減対策となる農業というファクターを農家生産者・農協・企業・行政がどのようにかかわって進めるかということも課題として、農産物の販売・流通・加工対策について6次産業化が目的ではなくて、手法の一つとして、次期第6次更別村農業振興計画に具体的な農業政策を掲げる必要がある。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 私のほうから口頭による説明をさせていただきたいと思います。

1番目の農作物の生育状況についてでございます。別紙1のとおり、6月1日現在の調査をお示ししてございます。風害により直播のてん菜が大きく被害を受け、110ヘクタールが再播種、移植で3ヘクタールの再移植となっております。また、干ばつによるタマネギの廃耕も発生しております。積雪と降霜による小豆等の被害等も若干報告されておりますが、その後の工程によりおおむねどの作物も順調に生育をしているところでございます。

次に、2番目の村営牧場の入牧状況ですが、今年度は262頭となっております。昨年より若干の増となりました。依然として経営転換や離農による農家戸数の減少傾向にありますが、本年着工の保育預託施設により、今後の畜産振興に向けて村営牧場のあり方等関係機関との協議を引き続き重ねてまいりたいと考えているところでございます。

3番目の更別村情報公開条例の運用状況については、お目通しをお願いするものであります。

4番目に、地域情報通信基盤整備施設中継局に落雷被害がありました。無線装置、親機の故障により上更別地区のインターネットに不具合が発生し、被害状況の調査、故障機器の取りかえ、復旧作業を行ったところであります。

以上、私からの口頭の報告といたします。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議 長 日程第6、報告第1号 平成27年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 平成27年度一般会計繰越明許費の件でございます。

地方自治法第213条の規定により、平成27年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、報告をいたします。

次ページ計算書をごらんください。次ページは、平成27年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。事業名につきましては、情報セキュリティ強化対策事業から始まりまして4つの事業となっております。金額は、合計欄で申し上げますが、7,346万4,000円で、翌年度繰り越し金額も同額となっております。右の財源内訳であります。特定財源についてはゼロ円、未収入特定財源につきましては国庫支出金が1,482万8,000円、道支出金がゼロ円、村債が2,390万円、一般財源は3,473万6,000円となっております。

次に、個々の繰越明許費の事業を報告させていただきます。款2総務費、項1総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業として4,485万7,000円というふうになっております、繰越額。財源内容については、右側にありますけれども、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、地方版総合戦略事業として18万円の繰越額となっております。

続きまして、款10教育費、項2小学校費、学校施設改修事業、小学校1,623万3,000円となっております。

続きまして、款10教育費、項3中学校費、事業名が学校施設改修工事、中学校1,219万4,000円の繰り越しになっています。財源内容については、先ほどと同じようにそれぞれお目通しをお願いしたいというふうに思います。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○議 長 日程第7、報告第2号 平成27年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第2号 平成27年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件でございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成27年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告をするものであります。

次ページからは事業の報告書でございますけれども、私のほうからは概要をご報告申し上げ、報告書の内容につきましては本内産業課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

昨今等の景気動向等厳しい状況ではありますが、集客や収入の確保、経費の削減に努め、今年度は100万7,000円の当期純利益となったところであります。ソーラー工事等の終了と物価の上昇も相まって依然として厳しい経営状況等に変わりはありませんけれども、引き続き経営努力と景気の回復に期待をしているところであります。

以上、私からの報告とさせていただきます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

事業報告書の15ページをお開きください。まず、カントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は338件で、前年より25件の増、利用人数は1,933名で3名の増、トレーラーハウスにつきましては225件で43件の増、利用人数は823名で117名の増、ミニコテージは310件で7件の減、利用人数は1,136名で73名の減、テントサイトはキャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイト合わせまして789件で89件の増、利用人数は2,641名で290名の増、トレーラーハウス、フリーテントサイト、キャンピングカーサイトの利用が大きく伸びております。全体の利用件数は1,662件で150件の増、利用人数は6,533名で337名の増となりました。道の駅のレジカウント数につきましては5万8,490名で、前年より2,269名の減となっております。昨年は、十勝スピードウェイでの太陽光パネル工事関係者の利用増加により8,336名と大幅に増加をしておりましたが、工事が終了したことにより減少したものと思われま。

続いて、損益計算についてですが、3ページをお開きください。道の駅部門、カントリーパーク部門を合算した産業振興公社全体の損益計算書でございます。各部門別の損益計算書は、9ページ、12ページでございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

まず、純売上高ですが、物産品売上高は4,697万5,051円となり、前年より204万6,561円の増です。内訳は、道の駅部門が153万2,098円の増、カントリーパーク部門が51万4,463円の増となっております。利用人数は減少いたしましたが、商品陳列等の見直しなどによる客単価が増加したことによるものでございます。宿泊施設収入は1,626万2,650円で、前年より104万4,960円の増です。こちらは全額カントリーパーク部門の売り上げとなりますが主にトレーラーハウス、キャンピングカーサイト、フリーテントサイトの利用が伸びたことによるものでございます。食堂売上高は1,997万7,819円で、14万5,735円の増加です。こちらは全額道の駅部門の売り上げとなっております。自販機売上高は240万9,633円で、

49万6,661円の減となりました。こちらも全額道の駅部門の売り上げですが、冷夏の影響により減少したものと思われます。レンタル収入は90万8,650円で、17万6,650円の減です。こちらは全額カントリーパーク部門の売り上げです。施設管理収入は1,101万8,000円で、83万8,200円の増です。これは、昨年の指定管理委託の更新時に別事業で委託しておりましたカントリーパークの花壇整備を指定管理業務に統合したことと北海道からの駐車公園管理委託料が委託単価の見直しにより増加したことによるものでございます。純売上高の合計は9,755万1,803円で、340万2,145円の増加です。増加内訳は、道の駅部門で175万8,372円、カントリーパーク部門で164万3,773円となっています。

売り上げ原価の総額は4,436万4,508円で、177万1,764円の増加です。内訳は、道の駅部門で147万5,066円の増加、カントリーパーク部門で29万6,698円の増加となっております。

販売費及び一般管理費は5,237万2,262円で、319万3,481円の増です。増加内訳は、道の駅で114万7,893円の増、カントリーパーク部門で204万5,588円の増となっております。

4 ページをごらんください。販売費及び一般管理費の内訳がでございます。増減の大きかったものについて説明をいたします。従業員給与ですが、2,331万8,443円で、208万5,186円の増でございます。これは、職員の異動及び昇給分で約97万円、臨時職員賃金の増加分で約110万円となっております。修繕費は117万1,181円で、52万7,150円の増、主にカントリーパークのコテージ、トレーラーハウスの小規模修繕の増加によるものでございます。備品・消耗品費は220万7,372円で、20万1,138円の増、主にソフトクリームフリーザーを1台更新したことによるものでございます。

3 ページにお戻りください。純売上高から売り上げ原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は81万5,033円となり、前年より156万3,100円の減となりました。

営業外収益、営業外費用を合わせた経常利益は118万7,431円で、税引き後の当期純利益は前年より167万115円の減となりましたが、全体では100万7,431円の黒字となりました。部門別では道の駅部門が前年より85万1,425円減少の53万1,500円のプラス、カントリーパーク部門が81万8,690円減少の47万5,931円のプラスとなっております。

2 ページをお開きください。産業振興公社全体の貸借対照表です。各部門別の貸借対照表は8 ページ、11ページにございますので、お目通しをいただきたいと思います。

まず、資産の部ですが、流動資産は3,906万4,068円で、206万9,286円の増です。固定資産は103万2,365円で、7万5,494円の増です。繰り延べ資産はございませんので、資産の部合計は4,009万6,433円で、214万4,780円の増でございます。

負債の部ですが、流動負債が521万5,531円で、113万7,349円の増でございます。

純資産の部ですが、5 ページの株主資本等変動計算書をごらんください。株主資本の前期末残高は、資本金が3,260万、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が117万5,671円で、合計3,387万3,471円でしたが、当期純利益が100万7,431円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が218万3,102円となり、株主資本の当期末残高は3,488万902円となりました。

2 ページにお戻りください。負債、資本の部合計は4,009万6,433円で、214万4,780円の増、自己資本比率につきましては87%となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2 番、太田さん。

○2 番太田議員 純利益の減少の課題はどのような課題がありますか。それは、僕が去年の9月の一般質問で道の駅について質問したのですけれども、そのときに道の駅は有効的に利活用するという回答をいただいて、その後課題はどのように持って今まで対策を練ってきたのかお聞かせください。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 道の駅の利用人数の減少でございますけれども、それとその対策ということでございますが、先ほどご報告申し上げましたとおり前年につきましては8,000名を超える大幅な増加となっております。この理由につきましては、太陽光パネルの工事関係等によるものというふうに分析をしているところでございますが、ことしにつきましては前年に比較しまして2,000人の減ということで、一昨年に比べましてまだ6,000人の増を保っているというように理解をしております。これらの8,000人ふえた分が2,000人の減少ということで、減少に変わりはないわけでございますけれども、昨年から地域おこし協力隊を卒業された隊員を雇用していただき、商品陳列の仕方の工夫ですとか、また27年度には直接反映をされてございませんけれども、新たな商品開発による商品の魅力アップ、そういったものに努力をいただいているところでございます。今回の減少数につきましては、太陽光パネルの工事の減少に加えまして、高規格道路が大樹まで延伸した中で、これまでの経営状況、取り組み内容、そういったものを新たな視点から取り組みをいただいた成果というように理解をしております。

以上です。

○議 長 2 番、太田さん。

○2 番太田議員 その中でなのですけれども、道の駅に対してはレジカウムの数値を今教えていただいていたのですけれども、産業振興としてこれぐらいの目標数値、例えば道の駅に対してはこれだけの売り上げ目標があつてとか、カントリーパークもこれだけの売り上げ目標や人数という、その産業数値という目標というものは今後掲げる必要性は感じていますか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 売り上げ目標といえますか、経営目標というものに関しましては、企業を運営する上では必要なものであるというふうに認識はしております。ことしの株主総会先般終了したところでございますけれども、公社としての具体的な数値目標については掲げられてはございませんけれども、これまで非常に苦戦をして経営をしてきている状況の中、

従業員の新たな雇用、刷新といいますか、そういったことも加えて経営努力をしているところでございます。目標につきましては、昨年よりは大きく利益のほうは減ったところでございますけれども、これを維持、向上させるための努力をさらに進めていきたいというように指導してまいりたいと考えております。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 損益計算書の中の売り上げの中の施設管理の収入についての内訳について、多少詳細についてご説明いただければということと単独で村からの助成金等が入っているか、入っていないかも加えてご説明いただければというふうに思っています。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 施設委託料の内訳でございますけれども、指定管理の委託料といたしましては、道の駅、カントリーパーク部門合わせまして761万6,000円となっております。26年度に比較しまして77万円の増ということでございます。これにつきましては、指定管理の見直しの区切りの中で電気料金の値上げ分、またカントリーパークでヒマワリを植栽する迷路の作成を村のほうで別委託をそれまでかけていたところでございますが、こちらのほう、27年度からは指定管理の委託料の中に盛り込んでございまして、その分が30万円、残り経費の増額分が47万円程度というような増額でございます。また、道からの駐車公園の委託管理料でございますが、平成27年度につきましては340万2,000円ということでございまして、こちらにも単価のアップということで、26年度に比較しまして36万7,200円の増額ということでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかがございせんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 承認第3号

○議 長 日程第8、承認第3号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第3号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求める件でございます。

平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。専決第1号 専決処分書。

平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したものであります。

理由といたしまして、歳入歳出予算について、事業勘定の国庫支出金（療養給付費等負担金）は、決算年に生じた超過交付分を翌年度へ繰り越し返還するものですが、過年度過誤納還付金の財源となる繰越金の確保ができないため緊急に補正をする必要が生じました。議会を招集するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

続いて、次のページをごらんください。次のページは、平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

続きまして、4ページ、歳入のご説明を申し上げます。事業勘定の4ページをお開きください。4ページでございます。款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金といたしまして1,524万4,000円、現年度分、これを負担金とするものであります。

続きまして、これにつきまして款8繰入金といたしまして、項2基金繰入金、目1基金繰入金として1,524万4,000円、財政調整基金繰入金として計上するものであります。現年度分1,524万4,000円の不足分により、これについて基金繰入金として、財政調整基金繰入金として同額を繰り入れるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終わります。

これから承認第3号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定をしました。

◎日程第9 承認第4号

○議長 次に、日程第9、承認第4号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 承認第4号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件でございます。

更別村税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをごらんください。専決第2号 専決処分書であります。

更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したものであります。

1の理由といたしまして、更別村税条例について、地方税法の改正により3輪以上の軽自動車に対する税率の特例が設けられ、平成28年度課税において適用されることになりました。軽自動車税の賦課を行う上で緊急に条例改正をする必要が生じましたが、議会を招集するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

次ページをごらんください。1ページ目です。税条例の一部を改正する条例ですが、一部を次のように改正するものであります。新旧対照表でございます。改正前、現行、附則、軽自動車税の税率の特例として、第16条を改正後、2のアンダーラインがありますけれども、法附則第30条第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左の欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とするというものであります。したがって、下のアンダーラインにあります第82条第2号のアの部分でそれぞれ金額がそのように追加、変更されているわけであります。

続きまして、第16条の3におきましては、法附則第30条第4項第1項及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とするということで、同じようにアンダーラインを引いてある金額に変更ということになっております。

次のページ、2ページをごらんください。16条の第4として、そこに書いてありますと

おり法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を得るものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、その表の欄の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句については、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とするというものであります。改正部分については、下線の部分でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第4号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認をすることに決定をしました。

この際、午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第46号

○議 長 日程第10、議案第46号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第46号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回ご同意をいただきたい方は、更別村字更別南1線38番地14、塩田辰則様でございます。生年月日、昭和27年1月1日生まれ、64歳でございます。

塩田さんは、平成16年より12年間にわたり更別村固定資産評価審査委員会委員を務められております。本村における固定資産評価にかかわる業務、施策に対しまして積極的にこれまで携わっていただきました。地域からの信頼も厚く、人格、識見等もすぐれ、引き続き委員としてふさわしい方であると考えております。ぜひとも選任の同意をお願いするものであります。

なお、任期は3年間でございます。よろしくご同意をお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第46号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定をしました。

◎日程第11 議案第47号

○議 長 日程第11、議案第47号 更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第47号 更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例制定の件でございます。

更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべきものを定める必要があるために、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、また

は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。

(2)、総合的かつ計画的な村行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止をすること。

(3)といたしまして、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成23年更別村条例第4号）は、廃止することでありす。

次のページをごらんください。次のページは、更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例であります。

目的といたしまして、第1条、この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件を定めるものとしております。

議会の議決に付すべき事件として、第2条の部分で、議会の議決すべき事件は次のとおりとするということで、(1)、(2)を定めております。お目通しをお願いいたしたいというふうに思います。

なお、附則といたしまして、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。

更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止、第2条、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成23年更別村条例第4号）は、廃止とするものであります。

以上、ご提案説明申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第47号 更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第12 議案第48号

○議 長 日程第12、議案第48号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第48号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村税条例及び更別村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成28年総務省令第38号)が施行されることに伴い関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、一定の業務の用に供する固定資産について非課税措置が講じられる者である独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構に改める。

(2)、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成28年法律第108号)に規定する一定の発電設備にかかわる固定資産税の課税標準の特例措置を規定する。

(3)といたしまして、その他、法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、本条例に関しましては、宮永住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、補足説明をいたします。

まず、議案の1ページをごらんいただきたいと思っております。表が改正後、現行というふうになっておりますが、字句の下線部分、改正後の下線のところが改正を行っている内容でございますので、順次そういう形で見ていただきたいというふうに思います。

それでは、ご説明いたします。まず、第56条でございます。これは固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、従前の規定に地方税法第348条第2項第16号を新たに加えるものでございます。内容といたしましては、労災病院や関連する養成所を運営する独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において、直接教育の用に供するものに限り固定資産税の非課税が適用される規定でございます。独立行政法人労働者健康安全機構は、平成16年4月1日に設立されました機構でございます。平成28年4月1日より独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律によりまして組織が改編されたものです。これにより1ページ下から8行目の現行において、独立行政法人労働者健康福祉機構の文言を改正後で独立行政法人労働者健康安全機構に改めるものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。第59条でございます。固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者のすべき申告の規定で、地方税法第348条第2項第16号を追加するものであります。内容は、第56条で説明いたしました独立行政法人労働者健康安全機構に係るものでございます。

条例本文の附則第10条の2は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合

の規定でございます。

第4項では、地方税法改正による条文番号の移動に対応するための文言の改正で、法附則第15条第2項第6号を法附則第15条第2項第7号とするものでございます。内容といたしましては、公共の危害防止のために設置された施設または設備では平成28年4月1日から30年3月31日までに取得したもののうち、本村条例附則第10条の2各項に規定されたものに対して課される固定資産税の課税標準が条例本文の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に本村条例附則第10条の2第4項に定める割合を乗じて得た額とするものでございます。下水道法第12条第1項または第12条の第11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、総務省令に定めるものに対する固定資産税の計算において用いる割合を4分の3とする内容でございます。

附則第10条の2は、現行では第6項までの条文規定がありますが、第6項を第11項に改め、第5項を第10項に改め、第4項の後ろに第5項から第9項を新たに規定するものがあります。第5項から第9項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した者に課する固定資産税の課税標準を条例本文の規定にかかわらず新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り条例附則第10条の2、第5項から9項の区分に応じてそれぞれの割合を用いるものでございます。

第5項の法附則第15条第33項第1号イに規定する設備でございますが、これは太陽光の電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令に定めるものでありまして、固定資産税の計算において用いる割合を3分の2にしようとするものでございます。

第6項の法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備とは、風力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備でありまして、固定資産税の計算において用いる割合を3分の2にしようとするものでございます。

第7項の法附則第15条第33項第2号イに規定する設備でございますが、これは水力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備であります。固定資産税の計算において用いる割合を2分の1にしようとするものでございます。

続きまして、第8項の法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備でございます。これは、地熱を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備でございます。固定資産税の計算において用いる割合を2分の1にしようとするものでございます。

3ページをごらんください。第9項の法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備でございます。これは、バイオマスを電気に変換する再生可能エネルギー発電設備で、総務省令に定めるものであります。固定資産税の計算において用いる割合を3分の2にしようとするものでございます。

第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定でございます。第8項第5号として、申請等に必要記載内容を地

方税法施行令附則第12条第36項に規定する補助金等の文言を追加するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。これは、2条改正でございますが、平成27年12月に制定の27年条例32号の改正附則部分を改正するものでございます。

第4条は、村たばこ税に関する経過措置の規定でございます。平成27年度の税制改正で紙巻きたばこ3級品の特例税率が廃止され、経過措置で販売のため紙巻きたばこ3級品を一定数量以上保持するものに対して手持ち品課税を実施することとしたもので、経過措置として平成29年4月1日の紙巻きたばこ3級品の手持ち品の税率を1,000本につき430円、平成30年4月1日の税率を1,000本につき645円、平成31年4月1日の税率を1,000本につき1,262円としたものでございます。

第10項は、平成29年4月1日の手持ち品課税に係る取り扱いについて条例が引用している法令の条文の読みかえ箇所を示した表でございます。地方税法施行規則の改正による条文番号の変更等の整合性を図るために文言整理等の改正でございます。

5ページをごらんください。第12項でございますが、平成30年4月1日の手持ち品課税に係る取り扱いについて、条例が引用している法令の条文の読みかえ箇所を示した表であり、地方税法施行規則の改正による条文番号の変更との整合性を図るための文言改正でございます。

6ページでございます。第14項は、平成31年4月1日の手持ち品課税に係る取り扱いについて、条例が引用している法令の条文の読みかえ箇所を示した表であります。地方税法施行規則の改正による条文番号の変更との整合性を図るための文言改正の内容となっております。

続きまして、7ページをごらんください。これは、改正附則でございます。第1条は、施行期日の定めでございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するというところでございます。

第2条第1項は、改正後条例に係る固定資産税に係る部分の適用を平成28年度課税として、前年度の課税はなお従前のおりとする規定でございます。

第2条第2項から7項につきましては、改正後の条例附則第10条の2に関し地方税法附則第15条の取り扱いについて平成28年4月1日以後に新たに取得される設備や改修工事について29年度以降の年度分の固定資産税につきまして適用することが規定されております。詳細につきましては、割愛させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第48号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第49号

○議 長 日程第13、議案第49号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第49号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)として国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額をそれぞれ2万円引き上げるものであります。

(2)として、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を5,000円引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を1万円引き上げるものであります。

次ページをごらんください。1ページでありますけれども、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。その一部を次のように改正するという事で、新旧対照表になっております。

課税額といたしまして、第2条の2の部分で、中段から後段がありますけれども、ただし、当該合算額が52万円を超える場合においては、基礎課税額は、52万円とする。この部分を改正後は当該合算額が54万円、それぞれ基礎課税額も54万円ということで、52万円を54万円に引き上げるものであります。

3の第1項の後期高齢者支援金等課税額につきましては、文中後段の部分ですが、当該

合算額が17万円を超える場合、それと後期高齢者支援金等課税額は、17万円とするという文言ですけれども、これを金額を19万円ということでそれぞれ改めるものであります。

4番目、国民健康保険税の減額ということで、第15条にあります次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課するとありまして、中段ですけれども、括弧書きの中に当該減額して得た額が52万円を超える場合については52万円、さらにその下に行きまして第3条、本文の後期高齢者支援金額のところの括弧書きの部分が当該減額して得た額が17万円を超える場合については17万円ということになりますが、それぞれ左側の改正後は括弧書きの中で減額した額、当該減額した額が54万円ということで、52万円が54万円を超える場合については54万円、さらにその下に行きまして、当該減額した金額が同じように17万円を超える場合については17万円の文言を19万円を超える場合には19万円というふうに変更するものでございます。

続いて、次の2ページをごらんください。(2)ですけれども、法第703号の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者という部分がありますが、これについては26万円を26万5,000円に改めるものであります。

続いて、その下の(3)に行きまして、同じく法第703号の5に規定する部分で33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額という文言がありますけれども、これについては1人につき48万円を加算したというふうに改正するものであります。なお、改正部分はそれぞれ下線の部分でございまして、

なお、附則といたしまして、施行期日として、第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用すること。

適用区分として、第2条、改正後の更別村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第49号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第14 議案第50号

○議長 日程第14、議案第50号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第50号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村立幼稚園保育料等徴収条例（昭和49年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の改正に伴い、ひとり親世帯等にかかわる特例措置及び多子世帯にかかわる特例措置を設けていることにより子育て世帯の経済的負担に配慮するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、ひとり親世帯にかかわる保育料の軽減規定を設ける。

(2)、年収約360万円未満相当の世帯について、多子軽減における年齢制限を撤廃するものであります。

なお、この条例に関しましては、川上教育次長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 それでは、補足説明をさせていただきます。

今般国において幼児教育の段階的無償化についての制度改正のため子ども・子育て支援法施行令が改正され、4月1日から施行されております。この制度改正に対応するため、更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正するものであります。

2ページをごらんください。改正後の欄の5の部分でございますが、要旨の1点目のひとり親世帯等に係る保育料の軽減規定についての部分でございます。ひとり親世帯等について、ここでは要保護者等を有する世帯と提示しておりますが、次表を別に定め、第2階層の保育料3,000円を無償とするものであります。

続きまして、要旨の2点目の年収約360万円未満相当の世帯についての多子軽減における年齢制限の撤廃についての部分でございますが、まず1ページをごらんください。今までの多子世帯についての軽減規定につきましては、条例1ページの一番下の4からの規定で定めておりますが、同一世帯の子どもについて幼稚園年少から小学校3年生の範囲の子どもの中でカウントをして、第2子を半額、第3子以降を無償としておりました。

3ページをごらんいただきたいと思います。改正後でございますが、条例3ページの改正後の欄の6によります。年収約360万円未満相当世帯について、具体的には村民税取得割額7万7,101円未満の世帯につきましては、同居の有無や年齢にかかわらず、同一生計の子どもであれば第1子からの対象として多子軽減を適用して、第2子を半額、第3子以降を無償とすることとなります。

また、改正後の欄の7によりまして、村民税所得割額7万7,101円未満の世帯にあって、ひとり親世帯等に該当する場合には、第1子の保育料を半額とし、第2子以降の保育料を無償とすることとなります。

なお、村民税所得割額7万7,101円以上の世帯については、今までどおりの多子軽減の規定によるところでございます。

附則といたしまして、本年4月1日から適用することとしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今回の改正理由の中の見直しの部分の(2)番目の年収についての表記がございますけれども、条例制定という趣旨から鑑みまして、年収が約360万、加えて2万という表現になっているのですけれども、この捉え方というのですか、押さえ方の解釈としてどのような解釈をすればよろしいのか、詳細についての説明をお願いしたいと思います。

○議 長 教育次長。

○教育次長 要旨については、年収約360万円未満相当の世帯という文言でございますが、こちらにつきましては国の制度改正によりまして表記している言い回しでございますが、先ほども説明いたしましたとおり、具体的な表記といたしましては村民税所得割額7万7,101円未満の世帯というふうに定義しているところでございますので、そのような方が対象となるとさせていただいております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第50号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 議案第51号

○議 長 日程第15、議案第51号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第51号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件でございます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するものでございます。

理由といたしまして、営農用水、簡易水道施設の整備事業及び仮称であります上更別認定こども園建設事業の実施に伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づき更別村過疎地域自立促進市町村計画を変更するものであります。

本件に関しまして資料を提出してございます。資料1、51ページのほうをご参照ください。

また、本件につきましては、高橋企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 過疎地域自立促進市町村計画変更の件について補足説明をさせていただきます。

今回の変更箇所につきましては、別に提出をしております議案資料を用いて説明をさせていただきますと思います。議案資料1枚めくっていただいて、1枚目の資料をごらんいただきたいと思います。市町村計画の新旧対照表になってございます。こちらのほうの新たに追加する事業に過疎債を充当するため、必要な事項について計画に文言を追加するものでございます。

まず最初に、本文25ページの27行においては、営農用水関係の事業が追加となることから、営農用水の文言を追加しているところでございます。

また、26ページにおいては、中札内高区配水池耐震補強事業、更別地区簡易水道事業、猿別川改修工事サッチャルベツ川地区営農用水配水管移設工事等について追加を行うものでございます。これらは、この本市町村計画を策定する際に平成27年10月より北海道と事前協議を行ってきており、その時点において未確定であったことから計画に登載されていなかったもので、今回追加するものでございます。

また、30ページにおいては、(仮称)上更別認定こども園建設事業について、当初は幼稚

園の区分に上更別幼稚園改修事業として登載をしていたものですが、認定こども園の区分が別にあることから、今回この区分に追加をするものでございます。

なお、これらの変更については事前に北海道との協議を行い、承認をいただいているもので、過疎債の借り入れに必要な最少範囲での修正となっていることを申し添えさせていただきます。

以上、補足説明といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。どうぞ。

(なしの声あり)

○議 長 質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 更別村過疎地域自立促進市町村計画変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 議案第52号

○議 長 日程第16、議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件でございます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、北空知学校給食組合が平成27年11月末をもって解散脱退し並びに本文の一部表現の変更及び別表を改めることについて協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、組合理約別表の組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名から「北空知学校給食組合」を削る。

(2)といたしまして、組合理約第1条中「健全化を」の部分「健全化に」というふうに、第3条中「地域公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に、第5条の表中「市にあっては、通じて1人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の

管内」を「市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改めるものでございます。

次のページをごらんください。これについては、市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。そこにありますように次のように変更するというので、第1条中、文言として「健全化を」を「健全化に」、第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」、第5条の表中「市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改めるものであります。

別表、それぞれ（1）、（2）、総じて組合を組織する市町村、一部事務組合の広域連合についてはお目通しをお願いしたいというふうに思います。これが4ページまでございます。

4ページですが、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第53号

○議長 日程第17、議案第53号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第53号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更の件でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更するものであります。

1の理由といたしまして、北空知学校給食組合が平成27年11月末をもって解散したことに伴い、北海道市町村総合事務組合同規約別表第1及び第2の変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、組合同規約別表第1の市町村、一部事務組合及び広域連合から、「北空知学校給食組合」を削る。

（2）、組合同規約別表第2の共同処理する団体から、「北空知学校給食組合」を削るものであります。

次のページをごらんください。次のページは、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約であります。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更するものであります。

別表第1空知総合振興局（34）の項中「(34)」を「(33)」に改め、「北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知学校給食組合」を削るものであります。

なお、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第53号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第18 議案第54号

○議長 日程第18、議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件でございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のように変更するものであります。

1の理由といたしまして、北空知学校給食組合が平成27年度11月末をもって解散したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約別表第1の変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合理約別表第1から「北空知学校給食組合」を削るものであります。

次のページごらんください。次のページは、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約であります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように変更します。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削るものであります。

なお、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第19 議案第55号

○議 長 日程第19、議案第55号 若葉団地公営住宅建替事業（建築主体工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第55号 若葉団地公営住宅建替事業（建築主体工事）工事請負契約締結の件でございます。

若葉団地公営住宅建替事業（建築主体工事）の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1、工事名、若葉団地公営住宅建替事業（F・L棟）建築主体工事。工事場所、更別村字更別南2線96番地。契約の方法、指名競争入札による落札。契約金額、金9,180万円。契約の相手方、ネクサス・小川経常建設共同企業体代表者、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサスであります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本件につきましては、資料を提出してございます。資料のほうをごらんください。

1の入札日時につきましては、平成28年5月25日午前9時からございました。指名業者については、そこに書いてある5社であります。工事内容につきましては、若葉団地公営住宅2棟6戸建築工事でございます。工期以下は、お目通し願いたいというふうに思います。工期については、契約締結の日から平成28年11月10日まででございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今般の公営住宅の建てかえ工事についての2棟6戸の計画計上ということで、今入札価格を提示されたわけでございますけれども、私27年度の若葉団地の工事の建てかえに関する関係で、何点か疑問があったり、その辺の見直しも含めてということでご提案した経過があると思うのですけれども、今般のこの設計計画に当たっての6戸の部分、2LDKと3LDKそれぞれありますけれども、正直言いまして入札価格がどうのこうのは別にして、やはり入札価格が本体価格で1戸当たり1,530万円という金額になってきているということで、本来の公営住宅、いわゆる低所得者向けの住宅という見地からすると、これプラス設備関係も含めてということで、かなりの金額になるということで少し苦

言を呈させていただいたわけですが、この施行に当たっての計画に当たって、まず大分協議をしたのかという確認と一部既に施行されております公営住宅につきましてはオール電化ということで、多少入居者の中にやはり電気代の高さも含めてちょっと問題あるのではないかという住民の意見もありましたので、それも含めて内部で十分協議した結果の中でこのようになったのかという形の中の確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 まず、工事の設定でございますけれども、これにつきましては一応検討と申しますか、国と道の基準に基づいて行っておるということでございますので、その辺ご了承願いたいと思いますので、その単価に基づいて、また単価についても道単もしくは価格の十勝の単価という標準的な単価を使用しているということで、またこれに関しても交付金の対応ということになってございますので、それでの対応ということになってございます。

また、オール電化ということでございましたが、これについても当初から計画してございまして、電気代の関係という、電気代も上がり下がりということもございまして、今のご意見もあると思いますけれども、トータル的な考えでありまして、設備の例えば灯油だとかなんとかにする設備効果とか、そういうの少なくて済むとか、いろんな面検討いたしまして、また改めてですが、この工法が一番いいということで採用してございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第55号 若葉団地公営住宅建替事業（建築主体工事）工事請負契約締結の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第20 議案第56号

○議 長 日程第20、議案第56号 更別村防災行政無線デジタル化整備工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第56号 更別村防災行政無線デジタル化整備工事請負契約締結の件でございます。

更別村防災行政無線デジタル化整備工事の請負契約を次のように締結しようとするものであります。

1、工事名、更別村防災行政無線デジタル化整備工事。工事場所、村内一円。契約の方法、指名競争入札による落札。4、契約金額、金1億7,496万円。契約の相手方、北口・大昭・堀井経常建設共同企業体代表者、株式会社北口電器商会であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件に関しまして資料を提出しております。資料のほうをごらんください。入札日時は、平成28年5月25日午前9時でございました。指名業者は、そこにあります5共同企業体でございます。3、工事内容につきましては、デジタル防災無線機器の製造、免許手続、設置工事、既存設備移転工事並びに撤去工事、以下お目通しを願いたいというふうに思います。工期につきましては、契約締結の日から平成29年3月17日となっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号 更別村防災行政無線デジタル化整備工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第21 議案第57号

○議 長 日程第21、議案第57号 動産買い入れの件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 動産買い入れの件でございます。

次のとおり動産を買入しようとするものであります。

1、買入の目的、村道の除雪業務のため。2、動産の品名、除雪グレーダー、3.7メートル級、コマツ製。動産の数量、1両。契約金額、金2,947万3,200円。方法及び時期、指名競争入札による落札、平成28年11月30日までに取得。契約の相手方、帯広市西24条北1丁目3番4号、コマツ道東株式会社帯広支店であります。

理由といたしまして、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件に関しまして資料を提出しておりますので、ごらんください。1番の入札日時でございますけれども、平成28年5月25日午前9時というふうになっております。指名業者ですけれども、3社でございます。仕様内容につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。交換車両ですけれども、そこに書いてあるとおりでございます。納入期限、契約締結の日から平成28年11月30日まででございます。

なお、次のページに車両の図面等を掲載してありますので、ご参照ください。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今般のグレーダーの取得に当たりまして、計画計上が4,278万、インターネットを見ますと入札予定書につきましては4,050万何がしという計画で、実質取得額が2,947万3,000円という形でございますけれども、これにつきまして多少補足説明をお願いしたいというふうに思っております。金額が入札価格ということでございますので、想定金額よりかなり安いということもございまして、実質取得額について少し説明を加えていただきたいというふうに思います。

別紙の資料にございますけれども、交換車両というものがございまして、私の認識の中では今の会計原則、動産等の会計原則の方式からいきますと取得は取得、下取りは下取りという形の中の経理処理が一番望ましいのではないかなと思っておりますし、また村の予算計上の中でも雑収入なりなんなりの中で、動産、いわゆる村の村有の部分についての処理については明確に収入として項目があるにもかかわらず、このような形にしたという経過も含めてご説明をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 まず、価格の設定ということになりますが、今回入札率でいきますと72.7%という落ち方しておりますが、これについては本当に競争によるということもございまして、想定金額よりも確かに落ちたということはございまして、設計内容としましては4,000万ということでございます。

もう一点の下取りにしたほうがよかったのではなかろうかということもございまして、

これについては村でそれを行わないということでは、車両の保証ということが村ではちょっと難しいという、特殊車両ということでございますので。そういう点をあわせまして、今回は行わないでこういう形をとらせていただいたということでございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 私端的にひっかかったのが多分今の説明だと全然私の質問に答えていない形になっていると思うのですけれども、基本的に予定価格に対して入札価額が72.7%、それは理解できます。本来からいえば72.7%あるのであれば、取得価格というのはもっと高くないかという私の質問であって、車両価格についての下取りの価格については、では最終的にはゼロで処理したという判断でいいということですか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 この下取りといいますか、交換車両ゼロにしたということではなくて、もともと入札に際しては今村で使っているものを交換車両として提示して、その含んだ額をもとに入札価格を表示してくれということによってやっておりますので、ゼロにしたということではないということになります。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 申しわけございません。ちょっと私の認識の中で今の説明で理解できておりません。では、今の説明だと下取り価格ありきで入札をしたという形の説明なのか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 あくまでも指名業者4社に対しては、今現在使っている村のグレーダーを下取り含んでの価格という形で入札をしていただいておりますということです。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 これルールもありますので、何回も聞けないと思うのですけれども、基本的に今の説明だと、私が今質問している部分はまず正規に取得したいという提案がありまして、ではグレーダーを取得するのに予算立てをしましたよね、計画性を。それに対してこの新規の取得が幾らだったのかということをも確認をしたいのが1点です。

今下取りありきという話の中で、内包しているという言い方になれば、では下取り価格というのは予定金額として腹のうちにあったのですかということですが、金額自体が。でないこの計画というのは、我々が承認しているというのはあくまでも取得ですよという形の中の承認をしているということがあります。もし仮に下取りがいろんな要因があって下取りの価格にもならない特定車両だからという理由づけはわかりますけれども、これはまさに村の村有財産です、現時点で。わかりますか。現時点でのものを現有のものと新規のものと相殺勘定で取得するというのは、これは会計上いかなるものですかというご指摘を今しているわけです。よろしいですか。下取りがもし発生するのであれば、特殊車両で仮に内包して発生しているとするならば、当然その中で財産の売却なりなんなりを計上して、

収入で受けるというのが妥当性があるのではないですかというご質問でございます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今回グレーダーでの下取りということでありまして、今までも例えばスクールバスについてもこれと同じような形の中で入札をかけているという経緯がございます。ただ、ですからたまたま今回これだけがそれに該当したということではなくて、今までもスクールバス等についても同じような形の中で入札を行ってきております。

以上です。

○議 長 ほか議員さんで関連ありませんか。安村さんの質問が回数制限になっていまして、ほかの議員さんがなければ質疑を終了しますけれども。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第57号 動産買い入れの件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第22 議案第58号

○議 長 日程第22、議案第58号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第58号 平成28年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,664万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,512万7,000円とするものであります。

以下はお目通しをお願いするものでありますが、歳入にあつては、普通交付税、総務費、国庫補助金、繰入金などの歳入調整を行うものでございます。歳出にあつては、酪農対策振興事業、地方創生加速化交付金並びに推進交付金に伴う地方版総合戦略並びに地方創生関連の事業の部分であります。これらを含めまして所要の補正を行うものでございます。

なお、森副村長に補足説明をいたさせます。

よろしくお申し上げ、ご提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから補正予算説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算全般にかかわる部分で、給与費等に関しまして先に説明をさせていただきます。23ページをお開き願います。まず、1の特別職でございますけれども、期末手当等の改定がございました。4.1カ月分から4.2カ月分という改定の内容で、期末手当、比較のところがございますけれども、長等で19万5,000円の追加、それから議員で14万9,000円の追加、それから共済費のほうでございますけれども、負担率の変更がございまして、長等におきまして24万1,000円の減額をするものでございます。トータルで10万3,000円の追加となっております。

続きまして、一般職でございます。24ページになります。給与費等の改定、それから勤勉手当率の改定、共済負担率の変更、それと人事異動に伴いまして増減を行うところがございます。職員数でございますが、比較で1の増、給与費の給料では197万5,000円の追加、職員手当等では355万2,000円の追加、共済費では376万8,000円の減額でございます。合計で175万9,000円を追加するものでございます。

下のほうの職員手当等の内訳、それから25ページ以降の給料及び職員手当等の増減額等の明細等につきましてはお目通しをよろしくお願いを申し上げます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。10ページになります。款1議会費でありますけれども、先ほどの手当、それから職員等の人件費、それに退職手当組合等の負担金の増減を行いまして、トータル11万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、款2の総務費でございます。4,743万9,000円を追加し、7億9,666万円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1の総務管理費、目1の一般管理費734万円の追加でございます。説明欄の(1)、庁舎維持管理経費でございますけれども、次のページをお開きください。庁舎の修繕費として3階の女子トイレの修繕を行うものでございます。10万円の計上でございます。続きまして、説明欄(2)の情報処理管理事務経費10万4,000円でございますけれども、これにつきましてはOA機器の保守点検委託料を追加するものでございます。(4)の職員福利厚生経費でございます。46万1,000円の追加でございますけれども、役務費におきましては13万9,000円の減額、それから委託料におきましてはメンタルヘルスサポート委託料として新たに60万円を追加するものでございます。次のページの説明欄(7)でございます。電話交換機等の更新事業69万4,000円を追加するものでございます。内容でございますけれども、改善センター、ふるさと館、それから中学校の電話機用の非常電源の工事、それから福祉の里総合センターのコードレス多機能電話機の設置工事という内容になってございます。続きまして、(8)の庁舎改修事業97万2,000円の追加でございますけれども、これにつきましては庁舎の高圧ケーブルが経年劣化に伴いショートする可能性があるということで、今回更新を行うものでございます。

目4の地方振興費4,009万9,000円の追加でございます。主な内容でございますけれども、

説明欄（１）の上更別地域活性化対策事業159万3,000円の追加でありますけれども、これにつきましてはポピーマートの施設設備の修繕、改修という内容になってございます。内容につきましては、冷蔵庫等の入れかえ、それから照明のLED化、それから壁、ドアの改修、屋根の塗装等を行う内容になってございます。続きまして、（２）の地方版総合戦略事業1,391万1,000円の追加でございます。これにつきましては、加速化交付金でございます。続きまして、ニチロと更別農業高校との特産品開発事業として計上するものでございます。続きまして、（３）の地方創生推進交付金事業2,210万円の追加でございます。900万円の工事費の追加でございますけれども、補正予算資料の１ページのところに建設費事業調べ、補助事業でございますけれども、ここの総務費のところに予算額900万円、財源内訳は国、道支出金で450万円、それから地方債で450万円となっております。その２ページめくっていただきますと、資料ナンバー１で平面図が添付されてございます。主な内容は、旧開発公社事務所の内部の改修でございます。床の張りかえ、それからトイレの改修、パーティションの撤去、それから換気扇等の撤去を行い、壁等も塗りかえる予定でございます。続きまして、次のページをお願いいたします。13ページになります。19の負担金補助及び交付金でございますけれども、熱中小学校事業の助成金1,310万円を計上するものでございます。この中身でございますけれども、これも資料の一番最後のページをお開き願います。事業の内訳でございますけれども、講師派遣費用といたしまして60万、それから学校資料作成費用で50万、運営費等の人件費で600万、それから教室開設の準備費用で600万という内訳になっております。続きまして、説明欄（４）、地域おこし協力隊事業でございます。249万5,000円の追加でございますけれども、これにつきましては熱中小学校開設に向けての準備経費ということで、地域おこし協力隊としての賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、それから研修会負担金等の予算を計上しているところでございます。

続きまして、款３の民生費でありますけれども、37万3,000円の減額であります。これにつきましては、準職員、それから臨時職員等の賃金等について減額等をするものでございます。

次のページ、14ページになります。項３の老人福祉費53万3,000円の減額でございます。

主な内容でございますけれども、目１の老人福祉総務費におきまして敬老事業経費63万3,000円を追加するものでございます。この経費につきましては、当初80歳からの対象としておりましたけれども、今回いろいろございまして、75歳からを対象としておりました。これについてもとに戻させていただくということで、今回補正をさせていただいたところでございます。これについては、当初組んでいたものと変わったということで、議員の皆さん方にはおわびを申し上げさせていただきます。

次のページ、15ページになります。目３老人福祉推進費116万6,000円の減額でございます。説明欄（１）でございますけれども、介護保険の事業費の減に伴いまして、繰出金116万6,000円を減額するものでございます。

それから、款４の衛生費217万5,000円の減額でございます。

主なものでございますけれども、目4診療所費117万1,000円の減額でございます。これにつきましても特別会計診療施設勘定の事業費減に伴いまして減額をするものでございます。

それから、項3の下水道費94万7,000円の減額でございます。

次のページ、16ページになりますけれども、目1の簡易水道費94万7,000円の減額でございます。これにつきましても簡易水道事業の特別会計事業の減に伴いまして、繰出金を減額するものでございます。

項4下水道費、目1下水道費8万1,000円の減額でございます。これにつきましても公共下水道事業の特別会計事業減額によりまして、今回8万1,000円減額するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費4億3,177万1,000円を追加するものでございます。

17ページをお開きください。目2農業振興費でございます。(1)農業振興費補助金として600万円を追加するものでございます。これにつきましては、農業用機械等の取得支援を行うものでございます。

目3農地費96万円の追加でございます。主な内容でございますけれども、説明欄(2)、道営事業負担金85万5,000円の追加でございますけれども、更別第3地区の負担金でございます。道の全体事業費がふえたため、今回地元負担もふえたということで追加をさせていただくものでございます。

目5畜産業費4億2,480万4,000円の追加でございます。主な内容でございますけれども、説明欄(2)、村営牧場整備事業2,167万6,000円の追加でございます。これにつきましては、哺育、育成牛の預託施設整備に伴います牧場内道路の整備設計委託料169万6,000円を追加するところでございます。これの図面で平面図でありますけれども、説明資料の後ろから2枚目になります。資料ナンバー3でございますけれども、この色塗りしたところの道路を200メートル改修するものでございます。それから、15の工事請負費でございます。哺育、育成牛の預託施設の整備に伴います工事費となっております。予算につきましては1,998万円を計上するものでございます。次、18ページになります。説明欄(3)、酪農振興対策事業2億5,977万3,000円を追加するものでございます。これにつきましては、資料のナンバー2に平面図ついておりますけれども、哺育、育成牛の預託施設の整備関係助成金でございます。この中身でございますけれども、用地取得分、それから施設の整備分、設計費の追加分を含んでいるところでございます。それから、説明資料の2ページになりますけれども、2ページに全体事業経費、それから歳入も含めて内訳を記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目3観光費71万3,000円の追加でございます。説明欄(1)、情報拠点施設維持管理経費71万3,000円でございますけれども、これは道の駅の横の駐車公園の管理委託料でございます。村と道が委託契約を結んでおります。歳入のほうでも説明しますけれども、歳入のほうでは86万4,000円の歳入を受けております。その後、さらべつ産業振興公社と村との委託契約の中で監督委託料等を差し引いた71万3,000

円を今回組むところでございます。

続きまして、次のページをお願いします。19ページになりますけれども、款9の消防費、項1の消防費、目2の災害対策費29万8,000円の追加でございます。これにつきましては、九州の被災地の支援物資を送りましたので、その補充を行うものでございます。

款10教育費139万5,000円の減額でございます。

主な内容でございますけれども、項1の教育総務費、目2の事務局費で280万円の減額でございますけれども、これについては職員等の給料、それから臨時職員等の賃金という内容になってございますので、説明は省かせていただきます。

次のページをお願いいたします。項6の保健体育費、目3の学校給食費156万8,000円の追加でございます。内容でございますけれども、21ページの(1)の学校給食センター維持管理経費の需用費でございます。今回学校給食センターの蒸気ボイラーの自動軟水化器の更新、それから換気扇の交換、制御盤の交換を行うものでございます。それから、18の備品購入費でございますけれども、20万9,000円、ミキサー1台を更新する内容となっております。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。7ページになります。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,052万8,000円の追加でございます。普通交付税につきまして増額補正をするところでございます。

それから、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2,496万1,000円の追加でございます。説明欄でございますが、地方創生加速化交付金、これにつきましては先ほどニチロと更別農業高校との特産品の開発事業として歳出同額の1,391万1,000円を追加するものでございます。その下になります地方創生推進交付金でございますけれども、これにつきましては熱中小学校の人材育成事業、ソフト事業の半分の補助を見込むということで2,210万円の2分の1、1,105万円を見込むものでございます。

款14道支出金1億5,024万4,000円を追加し、3億7,136万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますけれども、項2の道補助金、目4農林水産業費道補助金でございます。説明欄の経営体育成支援事業補助金につきましては、歳出と同額の600万円を追加するものでございます。その下の節3の畜産業費補助金でございます。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業として1億4,325万2,000円を見込むものでございます。

続きまして、8ページになります。項3の委託金でございます。99万2,000円の追加でございますけれども、主な内容は目3の農林水産業費委託金12万5,000円でございますけれども、道営農業農村整備事業の監督等の補助業務の委託金ということで、額の確定によりまして12万5,000円を追加するものでございます。

それから、目4の商工費委託金でございます。道の駅の駐車公園の管理委託金でございます。歳出のほうで申し上げましたけれども、村と道との契約の中で86万4,000円を見込むものでございます。

それから、款15財産収入でございます。項2財産売払収入、目1不動産売払収入198万4,000円を追加するものでございます。これにつきましては、哺育、育成牛預託施設の整理用地の売払収入となっております。農協、JAさらべつへの売り払いということでございます。

続きまして、款17の繰入金、項1の基金繰入金、目5の農業振興基金繰入金4,416万5,000円を追加するものでございます。これにつきましては、先ほど一般会計の予算資料の2ページになりますけれども、施設整備分として村負担2,248万8,000円、それから牧場内の道路整備事業分として2,167万6,000円、それと調整分1,000円を見込むものでございます。

9ページになります。款19諸収入、項5雑入496万4,000円を追加するものでございます。

内容でございますけれども、目4の納付金79万3,000円の追加でございますが、これにつきましては今現在広域水道企業団に1名職員を派遣しております。この共済組合負担金が主な内容でございます。

目5の雑入でございます。417万1,000円の追加でございます。内容でございますけれども、南十勝消防事務組合の解散に伴いまして清算金411万1,000円を追加するものでございます。それから、同じく下の北海道町村議会議員公務災害補償等組合準備金の還付金につきましても、組合解散に伴いまして6万円を追加するものでございます。

続きまして、款20の村債でございます。項1村債、目1過疎対策事業債2億3,980万円を追加するものでございます。内容でございますけれども、説明欄の旧開発庁舎等の整備事業、ハード事業、今年度先ほど900万見ておりましたので、その2分の1、450万を見るものでございます。続きまして、下の哺育・育成牛預託施設整備助成金事業でございますけれども、補助残の村負担分につきましてはそのうち2億3,530万円過疎債を適用するものでございます。

4ページをお開き願います。地方債の補正でございます。過疎対策事業債におきまして、今現在限度額3億910万円としておりますが、補正後でございます。先ほどの歳入で説明しましたけれども、旧開発庁舎の改修費450万円、それから哺育、育成牛預託施設で2億3,530万、トータル2億3,980万を追加し、限度額5億4,890万円とするものでございます。合計につきましては、8億4,773万8,000円となるところでございます。

以上、一般会計の補正予算につきまして補足説明とさせていただきます。

○議 長 この際、お諮りをいたします。

議案第58号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 議長、ちょっとご提案をさせていただきたいというふうに思っています。

本会議の補正予算にかかわる審議でございますけれども、真新しい補正予算という形で、旧開発公社の跡地の関係の案件が出ました。それらを含めて、多分内容的な部分の精査も含めて各議員からの意見が多く出るという可能性があるというふうに思われますので、これはこれの単独という形でまとめていただいたご審議をいただいて、その他はその他で一緒くたという形で、質問がばらばらになってしまう可能性があるので、一括というか、開発関係は一括でご審議させていただければというご提案を申し上げます。

○議 長 今安村議員から開発の跡地の問題につきましては一括審議お願いしたいというご意見がありましたが、ほかの議員さんはどうですか。これは、熱中小学校を含むということですか。そうではないのですか。

(何事か声あり)

○議 長 ほかがご意見があれば。

(なしの声あり)

○議 長 特になければ、議長の判断でやらせてもらって結構ですか。

(異議なしの声あり)

○議 長 当然そうだと思うのですが、それでは質疑の発言を許します。

どうぞ、2 番、太田さん。

○2 番太田議員 12ページの目4 地方振興費の説明欄の2です。地方版総合戦略事業の加速化交付金事業のニチロと更農の共同開発品の件なのですが、これは具体的な開発品の案はあるのですか。

○議 長 関連でございませんか、今太田議員の。

(なしの声あり)

○議 長 そうしたら、受けてください。

高橋企画政策課長。

○企画政策課長 特産品共同開発事業の開発の案ということなのですが、現時点においてはマルハニチロ十勝工場と更別農業高校の間においてこれから協議をして進めていくということで、特に案というものはないところでございます。ただ、マルハニチロ十勝工場の主要とするものというか、缶詰とかレトルト製造のものというのが主力でございますので、そういったものも含めて検討されるように考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 3 番、高木さん。

○3 番高木議員 今般の敬老会の関係の予算について再度説明をいただきたいと思います。

前回の当初予算のときにもいろいろ質問させていただいて、75歳から何とかならないか

という要望もこちらからしたわけですが、そういう形で今回当初の計画どおりという形で進むという形で補正が出てきたのですが、当事者もボランティアも含めてさまざまな要望が出ていた中で、その対処の部分はやっぱりどうしてもできないのか、その辺の部分をもう一度説明いただきたいのと今後さらに75歳以上の人数がふえていくと予想されます。こととして大体500ちょっとの対象者がいるという中の4割、45%程度の出席者という計算で進められていますが、今後もふえていく以上は会場についてはふるさと館でしかできない状況に多分なっていくのだろうなと思います。それで、今後の参加者、ボランティアからの要望も含めた中で、今後はどういう方向性でいきたいかという部分も含めてもう一度説明いただきたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 当初予算のとき75歳から80歳に年齢を上げて、福祉センターで行いたいという提案をさせていただいたところなのですけれども、村長の答弁で再度検討するというので、また75歳からという形にして、計570名程度の対象者がおるのですけれども、大体310名程度の参加者が見込まれるということで、この人数になると福祉センターでの開催というのがさすがに無理でございますので、ふるさと館の体育館のほうでこれからもやっていくという方向でいきたいと思います。これに関しては、ほかの体育館等も検討しましたが、食べ物を食べる関係上、下に敷物を敷く、机を置くという関係で、床に傷ついたり等の補修費、それとか例えばトレーニングセンターですとステージ等がなくて、踊り、舞踊等の発表の場も平面になってしまうというものもありますし、トイレ等の問題もあります。今まで少々足がひっかかるとの言葉もありましたけれども、その点についてはボランティアさんと話し合い、細心の注意を払ってこれからもふるさと館のほうでやっていくということで、人数のほうもこれからますます高齢化が進むということで、ふえていく可能性はありますけれども、そちらのほうでやっていくということでございます。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 補足させていただきます。今高木議員さんのご質問ありましたけれども、当初議会において私も検討するというので説明をさせていただきました。その後、今課長のほうからも説明申し上げましたけれども、ボランティアの方々のご意見、私は特にご老人の方々の会合等々に参加をしてご意見をお聞かせ願いました。ということで、やはりお年寄りの部分で、私は福祉行政はしっかりしなければいけないということもありますし、いろいろな制約等々あると思いますけれども、それはきっちり物理的にもいろんな部分できちんと対応できていくところがあると思いますので、皆さん楽しみにしておられるということをお話伺いましたので、当初予定どおりさせていただくということで、今後会場の部分とか、ボランティアのいろんな部分とかありますけれども、その辺は含めて今課長が話ししたようにやっていく方向でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 どうぞ、5番、上田さん。

○5番上田議員 12ページの地方振興費なのですけれども、確認も含めてちょっと聞きたいわけなのですけれども、上更別地域活性化対策事業ということで、この事業については金額どうのこうのじゃなくて、中身の確認なのです。まず、助成先、活性化協議会のほうに助成金として出すのか、それとも従来方式でJAを通じて助成金を出していくのか、この点についてちょっと聞きたいと思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 今回の事業の実施につきましては、JAさらべつさんを中心に事業を行っていただきまして、JAさらべつさんのほうに助成をしていくという考えでございます。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ということは、JAを通じていくということになれば、その建物、備品も含めてですけれども、所有者というのはJAがなくなっていくという考え方でよろしいのですか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 今現在においても建物についてはJAさんの持ち物でございまして、その建物の改修とかもございまして、当然その部分についてはJAさんのものになりますし、備品等についても今回入れかえという作業においてはそのようなことになろうかというふうに思います。

以上です。

○議 長 どうぞ、7番、本多さん。

○7番本多議員 関連ですけれども、この中で説明の中で冷蔵庫ということであったのですけれども、冷蔵庫というのは中古というふうに伺っていますけれども、これ設立当初もたしか中古で冷蔵庫を取りかえていると思うのです。そういった中で今回新品という議論にはならなかったのかどうか、その辺についてちょっとお伺いします。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 今回の事業における備品で冷蔵庫の入れかえが予定されているわけなのですけれども、こちらのほうにつきましてはいろいろと新品というお話もあったのですけれども、新品となりますとかなり高価なものになるという部分もございまして、地元運営団体とも協議もしまして、中古品のちょうどいいものがあるということで、そちらのほうで話を進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 また中古品ということで、今回10年ぐらいもったのでしょうか、前の冷蔵庫。今後もまた中古ということで心配あるわけですし、また電気代についても古いということになれば冷蔵庫結構な電気代になるかなというふうに思うのです。そういったこと

からちょっと質問したわけですが、そういうことのお話し合いはもう別にあつたわけでしょうか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 冷蔵庫の入れかえについては、前回入れかえました冷蔵庫については一部残っているところがございます。今回特に入れかえる予定のものは、旧Aコープのときから使っていた室外冷凍機というのでしょうか、そういった機器につながっているものの本当に古いタイプのものでして、こちらのほうについて中心に入れかえをさせていただいて、今回対応していくということでございますので、前回入れたものについては10年経過して、その後もまだ使えるというふうな部分もございますし、今回中古を入れた部分においても10年以上使えるのかなというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 11ページになります。職員の福利厚生経費についてなのですが、手数料を減額して委託料を増額したという内容になってございます。当初25万9,000円で50人以上の雇用者には義務化されたということで予算計上された後、早々にして減額して、さらにこのような委託料が発生したということについて、もう少し詳しく説明してください。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 当初予算では、手数料、役務費のほうで予算計上しておりましたけれども、全職員になりますので、メンタルヘルスのチェック票の配付、回収と、そして分析の計上しておりましたけれども、契約を少し変更して、分析等を委託料に持っていきました。この60万につきましては、その分析結果、専門医をお勧めするという職員があらわれた場合、5名分予算を持ってございます。専門医に相談して、その後どうするか、そこまでは事業主の負担ということになってございます。相談して治療が必要となれば保険適用という形になりますので、60万を計上したわけでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 患者とは言わないまでも、そういう方を5名程度今見たということですよ。済みません。その5名程度の診療費というのですか、それは幾らになっていますか。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 契約している業者さんのほうでこのぐらいたという数字を積み上げさせていただいております。

単純になりますけれども、1人12万円、これは札幌の交通費等も含めてございます。

以上でございます。

○議 長 どうぞ、1番、安村さん。

○1番安村議員 大変申しわけございません。17ページの目2の農業振興費の中の説明欄

の19の負担金補助及び交付金の中の経営体育成の支援助成金600万計上しているのですけれども、ちょっと内容だけご説明ください。

○議 長 本内課長、どうぞ。

○産業課長 経営体育成支援事業の内容でございますけれども、過去から国のほうでの事業としてあったものでございまして、今般例年余り取りまとめ期間がない中で各農家の皆様に周知を申し上げまして取りまとめをしている事業でございます。内容につきましては、地域の担い手である農業者に対して、いわゆる中心的経営体と今は言われておりますけれども、こちらの方を対象に融資の主体型の補助ということで、地域の担い手が融資を受けて農業機械、施設等を導入する際の融資残について補助金を交付するという事業でございます。事業費に対しまして融資を受けた融資残額もしくは事業費総体の10分の3のいずれか低いほうというような形になってございまして、今般更別村からは2件の、ほかにも手を挙げられた方はいらっしゃるのですが、ポイントが足りないということにして、採択になったのは2件、600万円相当という形になってございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 金額の動向につきましては理解したのですけれども、事業の内容について個人名は別にしてどういう事業が該当になったかでも説明いただきたいです。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今般該当になったものは、2軒の農家さんで、1軒がパワーハロー、もう1軒がトラクターの導入ということでございます。

○議 長 どうぞ、6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ちょっと畜産に関係することで全般ということで押さえていただきたいのですけれども、このたびの産文の常任委員会においても畜産農家の喫緊の課題については酪農振興対策事業等々大いに期待するところでございます。そこで、調査の段階で酪農家の去就の調査だとか、今後の見通し等も含めて課題としたところでございますけれども、まず初めに運営会社の、改めて確認しますけれども、運営会社等、また生産者の全戸のうち何戸加盟されたか、またその預託当初何戸というところで設定されたか確認したいと思っております。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 哺育預託施設の運営にかかわる会社につきましては、昨年11月にさらべつカーフセンターが設立をされたところでございます。設立時は19軒の酪農家の皆さんが参加をされてできているところでございます。当時の酪農家の戸数は42戸、そのうちの19戸ということでございます。最近になりまして、そのうちの1軒の方離農されたこともございますので、実質今は18軒ということでございますけれども、預託に関しましては残りといえますか、参加されている18軒の酪農家さん全てが導入後当初からの預託をする計画になってございます。ただ、最初スタートの段階は成牛といえますか、種つけをするまでの3

カ月齢ぐらいから18カ月齢ぐらいまでの牛を預かるという事業でございますけれども、潤沢に回るようになってからは生まれて3日たてば施設に預けるというふうにどんどん、どんどんとろてん状態になっていくということでございますけれども、そうすると最初大きな牛舎があいてしまうということになりますので、導入当初はある程度の月齢のものも引き受けるという形になろうかと思っておりますが、そちらの内訳、また希望につきましては、この後具体的な運営方針、そういったものの計画が会社のほうで検討されることになってございますので、それがまとまり次第取りまとめを始めるという形になろうかと思っております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 全戸で42戸のうち18戸という状況の中、1戸減ったから41戸となるのかな。それで、今後当然ここに加盟される方が大いに加盟できるように期待するところでありまして、あと運営主体ができるときの課題整理として全員協議会で説明されたことなのですが、機械、余剰金の2番草、預託方針等々、この課題についてなのですが、これはあくまでも運営会社の進むべき道を示すものと捉えていますけれども、ここと村とのかかわり方について質問させていただきます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 運営の課題というところで、常任委員会の中でも懸念されることをお伝え申し上げたところでございます。今後機械の導入等、機械の導入につきましては会社のほうが事業主体となりまして補助事業を活用するというような考えでございます。こちらに関しましては、会社の負担というようなことで考えているところでございます。運営につきましては、常任委員会の中でお話をさせていただきましたが、軌道に乗るまでの間につきましてはやはり経営のほうに難しいことも予測はされてございます。ただ、運営につきましてはあくまでも自主運営を基本とした会社運営を心がけていただきたいというところで、村のほうからも、またJAのほうからも会社の役員会の中には参加をさせていただきます、お話をさせていただいているところでございます。ただ、当初軌道に乗るまでの間はどのような課題が出てくるのか、計画どおり順調に進むかどうか、先行き不透明なところもございます。会社のほうも酪農家の皆さん方がそれぞれの経営の傍らこちらの運営にも携わっていくというようなことでございますので、その状況に応じましてお話を伺いしながら、必要な措置についてはさらなる検討をしてみたいというふうにご覧でございます。

以上です。

○議 長 どうぞ、3番、高木さん。

○3番高木議員 総務費、地方振興費、地域おこし協力隊の関係です。これは、開発跡地、熱中小に、経営をするのかは別にしまして、ちょっと人事の件ですので、ここで先に質問させていただきますと思っています。

地域おこし協力隊ということで、地域振興分ということで、これ前回の説明では企画政策課に配置をしたいとして、今後の熱中小の事業の準備に入るために1名職員をふやして準備をしたいというような説明でした。これにつきましては、新規に新しく募集をかけるのか、その辺について説明お願いいたします。

○議 長 関連があれば受けられますけれども、よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらの地域おこし協力隊事業、地域振興分につきましては、現在着任いただいている地域おこし協力隊員、 氏を企画政策課に配置するというふうな考えでございます。ですから、今議員からご質問があったように新たに採用するのではなく、現行の協力隊員である方を企画のほうに移してというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ということは、今産業課に配置されている特産品開発等のほうに、観光振興等については1名減という形になりますが、その辺の補充についてはどうなるのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 産業課に今配置されております 隊員のほうを企画政策課のほうへ配置がえをするということで、ご指摘のとおり1名減となるところでございます。この1名減の分につきまして、補正予算お認めいただいた後に直ちに新規に募集をかけてまいりたいというふうに考えてございます。当初予算計上しておりますとおり、3名体制で今年度も続けてまいりたいということで、特産品開発、観光支援につきましては考えてございます。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 そこまである程度方向性が決まっているのに、何でここの企画政策課で募集の補正なのか、ちょっとその辺も予算の組み方の問題なので、どこで補正をするのかという部分には構わないのですが、欠員は産業課、観光振興、特産品の部分ですので、ここで予算をするのであれば、どちらかというとな産業課のほうについても予算計上というような形にのってくるのがわかりやすいかなと思うのですが、この辺は1名ふやすことには変わりはないので、問題はないのでしょうかけれども、ちょっとわかりづらい部分がありますので、その辺について説明お願いします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり新たに企画のほうで配置をするというような予算計上でございますけれども、内訳につきましてはご説明申し上げましたとおり現在いる3名のうち1名を企画政策課のほうへ異動させると。そのための予算措置ということでございます。その分産業課の予算が減額になっていけば3名体制のままでわかりやすいというところでござ

ございましたけれども、我々のほうの産業課所管の業務のほうも継続して1名を募集してまいりたいということで進めさせていただきたいと思っておりますので、差し引き産業課のほうの予算措置は地域おこし協力隊員の交付税対象となります限度額が決まっておりますものですから、予算総額に変更がない中でのご提案という調整にさせていただいております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今回の関連なのですが、協力隊が今産業課から企画政策課に異動すると。でも、協力隊の仕事の事業内容で産業課と企画政策課とまたがっているというか、同じような、言ってしまうなら移住、定住にかかわることだとかということもあると思うのですが、どうして協力隊員を企画政策課に異動させていかなければいけないのか。僕が言いたいことは、協力隊の目的に関して言えば企画政策課もまたがっていて、産業課もまたがっていて、両方上手に使えるような仕組みができていれば、特に企画政策課に行くとか、そういったことは関係ないのかと思うのですが、その辺ご説明をお願いします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘の内容でございますけれども、業務のあり方というところになるかと考えてございます。役場の業務さまざまなものがございます。産業振興、観光に関しましては、とりわけ地域活性化に向けた取り組みと現在は着目されているところもございまして、企画政策課との業務とも非常に関連があるところでございます。ご指摘のとおり、どちらの所属にするのかという部分につきましては、そのときに従事する業務のウエートによって配置のほうは考えてまいりたいと考えてございます。過去には、地域おこし協力隊更別村が採用した当初は企画政策課の中で特産品開発業務を担っていたわけでございますけれども、特産品開発業務につきましては平成26年度から産業課のほうに所管がえを行うに伴いまして人員のほうも異動して、現在は更別村においてはたまたま産業課の中にだけしか地域おこし協力隊はいないというようなところでございますけれども、制度的にはさまざまな分野に地域おこし協力隊は活用されるすき間がございます。更別村の場合には、特産品開発、観光につきましてはそれらを所管する産業課の中にとということでございます。今般の異動につきましては、地域活性化に向けた人材育成事業ということでございまして、産業課の所管業務というよりは企画政策課の所管業務というような位置づけで整理をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということは、企画政策課に異動したというのは企画の仕事がふえてくるからということで、企画政策課に異動させた。だけれども、産業課の仕事もかかわっていることがあるということですね。協力隊の仕事としては、企画政策課にもかかわる仕

事もしているし、産業課にもかかわる仕事をしているということですよ。なので、ということは今この地域おこし協力隊が企画政策課に異動して、業務として産業課と企画政策課は連携して協力隊を生かすことということはできるということですか、それとももう縦割りの中で企画の仕事だから、あなたは企画に集中しなさい、産業課の人は産業の企画に集中しなさいと。協力隊同士でそれが連携して村の事業の村がよくなる方法として連携して進めるということは余り考えていないのですか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ちょっと私の説明のほうに至らなかった部分はあるのかなというふうに思っていますけれども、企画政策課のほうに従事をするから、ほかの課との連携業務を行わないということではございません。そうすると、企画の中で産業課の仕事も行うのはどういうことなのかというようなことなのかなというふうに思っていますけれども、あくまで職員配置等につきましては各課、さまざまな課がございますけれども、連携すべきところは協力隊であろうが、正職員であろうが、全て連携をしながら取り進めてまいりたいと考えてございます。ただ、職員につきましては、労務管理等さまざまなものがございます。そこに関しましても両課にまたがった配置というのは、極力やっぱり避けていかなければ労務管理がままならない部分もございますので、今般につきましては企画政策課のほうのウエートに高い業務につきましては企画政策課の予算、産業課のウエートの高い業務につきましては産業課の予算、それぞれで産業課長なり企画政策課長がその事業に関し、また労務に関して責任を持って取り組んでまいりたいというための措置ということでございますので、どちらの業務にもかかわりを持たせないということでもございませんし、かかわっていただく部分にはかかわっていただきたい。また、その場合は両課連携をした上でスムーズに進むように取り進めてまいりたいというための措置ということでご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今の質問も少し関連あるかもしれませんが、参考資料の中のその他補足説明資料の中に熱中小学校のことが出ているわけなのではございますけれども、その中で講師派遣費用云々額が書いてあります。その中で運営費用となっております、人件費1,200万、それとその中に年額の半分ですとか、もろもろで600万見ているわけなのではございますけれども、これを行う主体というのはいま聞いたところによりますと地域おこし協力隊が主にはメインになるという部分もありますので、これは企画政策課で進めていくという解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほう、地方創生推進交付金事業ということで、先ほども若干説明のときにお話ししておりますけれども、熱中小学校事業の関係のものでございます。こちらのほうは、今回うちのほうで予算を組ませていただいておりますが、基本的には運営

費用ということで人件費を見てございます。こちらのほうは、あくまでも民間というか、企業を起こしていただいて、そちらのほうで主体となって運営などを進めていただくものでございます。ただ、こちらのほうの会社が自分の好きなように物事を進めていってしまうと、地域活性化、村に対する貢献というか、そういう部分が見込めなくなる部分もございますので、そういう主導の部分については村が携わるわけですが、熱中小学校の事業運営とかについては極力新たにできる企業というか、民間企業において進めていただきたいというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 今熱中小学校の件が出ましたので、関連で受けます、ほかの意見も。

2番、太田さん。

○2番太田議員 協力隊の さんを企画政策課に置くということですが、そしてその後熱中小学校を運営する上で法人にすると。その法人にする、法人を持たなければいけない理由を教えてください。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 熱中小学校ということで、人材育成事業になるわけなのですが、こちらのほう、通常の中でカリキュラム等、そういう募集だとか、運営について相当な労力というのがかかるように考えているところでございます。こちらのほうをよりスムーズに行うために法人を立ち上げていただいて、専門的に進めていただく、またその関連の中で法人の自立というか、そういう部分についても取り組んでいただきたいということで、今回法人を設立するというふうな形で考えているところでございます。何分国内においても初めて取り組むというか、最近になって取り組まれている事業でございます、なかなか正解というものがありませんけれども、ただ先行して行っている高島町であればそういう法人を設立して事を行っているということでございますので、当村におきましてもそのような形を主体に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 熱中小学校の件なのですが、その辺をこの本会議で説明が十分でないところがあったので、補足説明をお願いします。

○議 長 熱中小学校の件についての補足を求めると。

○2番太田議員 はい。熱中小学校で、本会議で説明された内容で、前回の全員協議会の中でも説明あったと思うのですが、その中でいろいろ出た意見を集約されていると思うのです。それをまた一から僕たちが掘り上げていくととんでもない時間になると思いますし、その集約した内容をあらかじめ説明いただいて、そこから再度質問したほうがスムーズかと思うので、補足説明をお願いしたいです。

○議 長 ほかの議員さんも求めますか。

安村さん。

○1番安村議員 議長、今太田議員からもあったように、基本的にはこの事業に対して、今これに入ろうとしているのですけれども、もともとの提案が総務厚生常任委員会の旧開発跡地、いわゆる今固定で熱中小学校という課題に入ってしまったのですが、旧開発跡地の跡地利用についてということで、種々委員会も含めて、視察も含めて今回も報告させていただきましたけれども、まずそのあり方論についての委員会、議会の委員会でのあり方論についての今の種々視察も含めて提案といたしますか、ある程度素案のこういうものはどうですかという提案をさせていただいているという部分があったり、あるいは私のことしの3月の一般質問の中で旧開発跡地の利用についてどう考えるのだというご質問させていただいて、その回答の中にはやはりこれが基本的には3月の16日の一般質問といたしますか、させていただいて、回答としては私も手元にあるのですけれども、一応いろいろな部分の多面的な部分を勘案しながら、年内に庁舎内にプロジェクトチームを設置して、また更別村の総合戦略に基づいた対応も加味しながら取り進めたいということの回答をしているわけでございまして、それが5月の17日の十勝毎日新聞でぽんとすっぱ抜かれまして、こういう事業をやるよと。あたかもやるよというような形で書面に生まれて、そういう部分のいきさつも含めて当初お約束いただいた部分、年内に庁舎内にプロジェクトチームをつくって、ある程度内容を精査した中で特産品の開発だとか、情報拠点づくりだとか、観光だとか、いろいろな部分を加味しながら協議しますよといった内容が全く出ていない中での話というのはなかなか各論では聞けないというのがありますので、その点を捉えて太田議員も言ったと思うので、私もそう思っていますので、それらの経過を若干なりとも説明していただきたいというふうに思います。

○議 長 休憩として整理して説明もらいますか。答えますか。

(何事か声あり)

○議 長 それでは、暫時休憩をとらせていただきます。

午後 3時05分 休憩

午後 3時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

西山村長。

○村 長 先ほど来から太田議員さん、それと安村議員さんのほうから質問聞いておりました、再度済みません。協議の時間をいただきましたことを大変申しわけなく思います。そこでまず、安村議員さんのお話しのところを私答えさせていただきました、これについては全員協議会2回させていただきましたけれども、概要等について再度本会議について説明する、あるいはそれ以降変わったところの部分についても説明する必要があると認識しておりますので、その部分後で高橋課長のほうに補足説明させたいというふうに思います。

ということで、前段の部分ですけれども、いわゆる私が議会においてプロジェクトチームというような発言をして、開発跡地の利活用の部分のところでもあります。その部分については、その時点でずっと放置というわけではありませんけれども、なかなか案が出なくて、利活用の案が出ないということで本当に何とかしなければいけないということで、本年度中には絶対めどを立てましょうということでお答えしてきたところでもあります。また、それに従って常任委員会のほうでも視察ということで、今般本議会において報告をしていただいたところでもあります。この間人材育成プロジェクトというお話がありまして、その部分を含めて開発跡地の部分については私の中でも方針というのですか、プロジェクトチームということもありましたけれども、この事業にのっとって、この部分の開発をしてはどうかということを考えています。ということと、あと跡地の利用等につきましても、まだ今般はいわゆるサテライトというか、校舎の改修工事ということでありますけれども、その後いろんなところでアイデア、あるいはアンテナショップとか、いろいろな形でありますし、議員の各位が視察してこられてこういう利活用の仕方があるぞというようなお話も伺っておりますので、その部分についても検討する余地があるというふうに思います。

今回人材育成プロジェクトが地方創生の推進交付金ということでお話が来ましたけれども、私は村にとっては人脈形成、あるいは雇用、あるいはいろんな部分を含めまして、これは村のためになるというふうに確信しております。そして、その中でこれをいわゆる地方創生の担う一つの部分として、ツールとして活用していきたいというふうなことを考えております。その点で補正予算として、1年目に国からの創生予算ということもありまして、6月、今月ですけれども、締め切りはきょうになっているはずですが、ただ17日ぐらいまでというような話がありまして、何回か本部と内閣府とお話をしてきました。その辺についてもご報告しておりますけれども、その部分についてこの事業にのって、そして村の地方創生についてのあらゆる分野について、開発も含めてもそうですけれども、進めていきたいというふうなことを思っております。また、夢大地の会議、あるいはJAの理事者との話し合い、あるいはJA青年部長、あるいは若干企業を起こしたいという若者たちとの話し合いを通じて、これに対する期待も多いというふうに聞いております。ということで、当初の私の部分から発展的といいますか、というふうに解決方法というのですか、いろんな利活用も含めてしていきたいということもありますし、この部分の事業に予算も計上、何とかこれは国からのそういう手はずもあるということで今般補正予算に組みさせていただきましたけれども、改めてこの概要について、あるいはこの間の全員協議会からの進展の状況についてご説明を申し上げまして、再度ご意見、ご審議を賜りたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、私のほうから人材育成プロジェクト事業の内容について若干かいつまんでお話をしたいと思います。

こちらのほうは、熱中小学校という名前で山形県高島町のほうで進められている事業で

ございまして、国内においても各いろんな地方で取り組みが進められている事業でございます。人材育成ということで、多様で、かつ個性的なマネジメントとすばらしい教諭陣、こちらのほうの教諭陣というのが各事業を行っている方とか、そういう講義のできる方が国内の中でボランティアで参加していただけるというふうな話になっているところでございます。こちらのほう、東京のほうにオフィス・コロポックルというのがあるのですが、そちらのほうにこの人材が登録されていて、熱中小学校を開催するに当たってこちらのほうから人が派遣されるというふうな内容になってございます。オフィス・コロポックルからの派遣に関しては、講師の謝礼は必要がないのですが、宿泊料と旅費等が必要になりますので、今回先ほどの内訳にもございますが、旅費等について記載がされているところでございます。こちらのほうの事業につきましては、それぞれの場所において小学校というか、場所をつくって、その中で月に2回講義を行うというふうなもので、これを半年単位で月2回ですので、12回の講義というふうな形で進んでいくところでございます。この中で起業だとか、そういった部分についての勉強というか、講義を受けて創業、起業精神の学びの場というふうなこともありますし、また大人の社会塾ということで、多岐にわたる人材育成というふうなものを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

小学校となる場所が必要でございますので、村長の説明にもございましたけれども、当初いろいろ特産品の開発等も検討していた場所ではございますけれども、開発跡地を利用してこの事業が展開できないかということで、今進めているところでございます。こちらのほうの熱中小学校の開催につきまして、当村における課題というか、目標としましては、人材育成であったり、交流人口の増加、新たなコミュニティ形成、人材のネットワーク、人脈づくりなのではございますけれども、そういったものであったり、雇用の増加、開発跡地の利活用、移住促進、既存施設の有効活用、産業の振興、加速化交付金事業との連携、先ほどのマルハニチロ十勝工場と更別農業高校との特産品開発の関係ですが、こちらのほうとの連携、またこの事業に取り組むことのPR効果、北海道初の取り組みということで、そういった部分が見込めるかなというふうに考えているところでございます。先ほど村長も申しましたけれども、開発跡地の利活用についてはこの事業を行うとともに、宿泊施設としての活用であったり、サテライトオフィス、テレワーク施設としての活用、またアンテナショップとしての活用などが考えられるところでもございます。このような事業を行い、人材育成、人脈形成により起業精神、そういったものを培って、更別で起業を行っていただくというふうな形に進んでいただければよろしいですし、またそういった人脈のつながりによって既存の産業の振興にもつながればというふうに考えているところでございます。

経費的な内容ではございますけれども、今回の補正予算にも提案をさせていただいておりますが、地方創生推進交付金事業ということで、この財源が当たることになっております。基本的にはソフト事業を中心に考えますので、ソフト事業の2分の1については交付金が充当されるところです。そのソフト事業の半分については、地方交付税により充当が

されるところでございます。また、今回900万の事業費について補正予算を上げさせていただいておりますが、こちらのほうの事業につきましてはハード事業ということになりますので、全体の事業費の半分以下というふうな基準がございます。そして、そのハードの事業費に対しましては、2分の1についてはこの推進交付金が充当されるのですが、2分の1については起債対象になるということで、本村は過疎債により充当を考えておりますが、これが不足した場合については一般補助施設等整備事業債などによって対応していくようなことになろうかというふうに思っているところでございます。地方創生推進交付金は5年間の措置がなされておまして、こちらのほう、ことし平成28年度から32年度までの5年間である程度軌道に乗せて、その後についてはこの事業効果等の内容を見て6年目以降について、また継続をできるようになっていけばなというふうに思っているところでございます。

運営計画としましては、先ほども申しましたけれども、法人を立ち上げて、この事業について担っていただきたいというふうに考えているところでございます。法人のほうにつきましては、まだ形にはなってございませんで、これから熱中小学校は来年の4月に開校の予定なのですけれども、その前段でオープンスクールなどを開いていきたいというふうにも考えております。そのオープンスクールをやる際には、法人が形成されていて、事業展開だとかもしなければなりませんので、法人の立ち上げというのはこれから9月までの間ぐらいにできればなというふうに計画をしているところでございます。そちらのほうで立ち上がり次第、また計画等について進めていきたいと思っておりますし、その前段でのプログラム等の形成につきましては、先ほども申しましたけれども、地域おこし協力隊員の 氏の力もおかりして、準備等について進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。人材育成について、今まで取り組んだことのない事業でございまして、どのような効果というか、そういう部分については未知数な部分もございませけれども、この事業に取り組むことによって地域の活性化が図られればというふうに考えているところでございます。

以上、雑駁ではございますけれども、事業の内容についてご説明とさせていただきます。

以上です。

○議 長 ただいま村長、それから企画政策課長から地方創生推進交付金事業についての説明がありました。それで、これに関連した質疑を皆さんからいただきたいと思っております。

どうぞ、1番、安村さん。

○1番安村議員 今村長からある程度その部分の旧開発跡地のご説明いただいて、詳細についての具体案について担当課長からの説明ということをつないでいただいたのですけれども、いま一点ちょっと確認だけさせていただきます。よろしいですか。

今の説明によりますと、旧開発跡地については事務所関連と宿泊施設関連の2つの施設と、あとは自家用車というか、車の車庫という形でございまして、今のつらつら説明していただいている中での回答の中に、旧開発事務所跡地についてはサテライトという、こう

いう部分に使いたいという明確な説明していただいたのですけれども、私たちが求めたい
というか、村長にある程度回答の中でいただいている、いわゆる特産品の開発だとか、人
材育成で今説明を受けたのはわかりますけれども、人材育成という意味での理解はします
けれども、ただ特産品の開発だとか、あるいは情報拠点づくりだとか観光だとか物産だど
かという部分が今のシナリオ、青写真の説明だと全くここに入ってこなくなってしまうの
ではないかという心配というか、危惧があるのです、正直言います。そんなに施設もた
くさんあるわけではない。その中であれもこれもといっても、今人材育成で教室もつくり
たい、何もつくりたいというような、そういううまく予算繰りできて、ではその後のそ
他の情報拠点だとか、いろいろなもろもろの提案もさせていただいている中のものがどう
この中に網羅されるのかという部分が全く答えとして返ってきていませんので、その点や
っぱりきちっと理解できるような形で説明願えればというふうに思います。

○議 長 関連があれば。ほかの皆さん、いいですか、説明もらって。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、西山村長。

○村 長 安村議員さんのお話のとおり、ちょっと不足の点もありまして大変申しわけ
ありません。いわゆる予算繰りについては、今課長のほうからも申しあげましたけれども、
5年間で約1億8,110万円、そのうちハードが4,900万円でございます。今年度は校舎とい
うことで900万円、来年度は開発跡地施設整備ということで2,000万円、そして宿舎等々見
ていますけれども、これで2,000万円、計4,900万円をその中でしていきたいというふうに
思います。ただ、その中では今現在考えられて、私の中で考えておるのは特産品の開発も
そこから出てくるでありましょうし、情報拠点、発信基地、アンテナショップ、あるいは
私はこの法人に対してまだちょっと機構改革等々わかりませんが、また後日の一般
質問でもお答えはすると思っておりますけれども、観光協会、ふるさと納税の業務、あるいは開
発情報発信、いろんな部分も含めて、その部分をやっぱりそこに担ってほしいという部分
も私の心の中では持っています。そういう部分であれば、特産品の部分のことからいろん
なそういうようなところも考えられていくべきでありますし、その中で開発のところの今
後の利活用も具体化が進んでいくのではないかというふうに思います。高島町の場合は、
本当に前も全員協議会でもお話ししましたけれども、廃園になったブドウ園を今再開発を
しておりまして、その中でブドウを生産し、そしてブドウ酒をつくる。その工場を熱中小
学校の中に設置をするという形で特産品開発のそういうような工場、そしてショップを開
設するという話が出ております。もう一つは、例えば黒豚を生産しているところであれば
生ハムの工場、そして生ハムの販売、そういうようなことも手がけるというような、そ
ういような構想もしております。ただ、今のところいろんな思いがありまして、本当にこ
の中に集まってくる人たちの中で、私は必ず人脈はできますし、特産品は最低でも3つ以
上はできるというふうに確信をしております。そして、起業もされると思っております。そして、
移住者も必ず来ます。これは、具体的な数字では言えませんが、必ず成果が上がる

というふうに確信をしております。そうでなければやりません。というようなことで、いろんな部分含めてそういう常任委員会等々で視察していただいて、きょう報告していただいた内容も含めまして、将来的にそういうことも検討して、その中で具体化を皆さんとともに考えてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 熱中小学校について質疑を受けます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 今の村長さんから大変将来明るいような話をいただいたわけなのですが、私が危惧していることが二、三点あります。1つは、まず今回の話が出てきて、非常に時間が少なく、村民の皆さんが十分に理解していないということなのです。新聞で見て、こんなことあるのという感じの人がほとんどだと思います。ですが、実際もう既に補正まで上がってきている中で進んでいるわけなのですが、今私の心配するのはとりあえず5年間、村長の言われたように月2回の勉強会ですか、それに基づきまして生徒が集まってくるのだろうか、あるいは講師が来るのだろうか。あわよくば今村長が言われたように特産品開発と結びついていくような成果が得られるのだろうか。この成果が得られない場合には、ちょっと言いづらいのですが、休校を含めたようなこともほかの町村、高島町とも連携しているということがありますので、更別単独でそのようなことができるのだろうか。一度乗った船はおりにられないのだろうか。その辺の確認が1点ともう一つは、補助金が切れます6年後、いろんな法人をつくって、いろんな分野で自主財源を生み出して自立を目指していただくということなのですが、そこで運営というのですか、進め方に無理が生じたときには、この計画から、あるいはこの運営から6年、7年後に村として、では私たち更別は少しやめますよということと言えるのかどうか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんのご指摘もとてもでございます。1つは、いろいろな住民に対して説明の機会、これについては本当に限られた時間の中で、この間も申し上げたかったですけれども、昨年度も総合戦略立てるときにあれだけ短い中でアンケートをとって立てました。それに近いものがあって、これは本当に申しわけないと思っていますけれども、お話があって、いわゆる6月の加速化交付金、そして推進交付金ということで3回、計4回ほど東京のほうに行って、査定を受けたりしております。関係団体ともちょっと話をしていますし、参加する自治体等の協議もしてまいりました。皆さん同じことでしたけれども、まず1点は、やっぱりその部分で時間がない中でどう我々の町村、住民に周知をするのか、2つ目、補助金がなくなったときにどう考えていけばいいのか、これ本当に重要課題でありました。交流会でもそういう話がありました。その中で、1つはやっぱり夢大地をこの間させていただいたり、いろいろなJAさんのトップともお話をしましたけれども、私はそれでは足りないというふうに思います。新聞が先に報道されたというのは非常に遺

憾でありまして、これは本当にあってはならないことであるというふうに考えておりますし、ここで深くおわびを申し上げたいというふうに思います。この補正を通していただいた暁には、広報並びにこの業務内容について広く周知をしたいと思っておりますし、意見を聞く場合、今商工会の青年部とかJ A青年部の会議に参加させてくれというふうな形で、ちょっと遅くなりますけれども、話はさせていただきたいという話を申し出ておりますけれども、いろんな形で本当に人材育成のプロジェクトというものがどういうもので、どういうことをやろうとしているかということについては、議会での議論も、あるいは全員協議会の議論も踏まえて対外的な部分を含めて広く周知をしていきたいなど。そして、ご理解を得て、本当にやっていきたいというようなことを思っています。

2つ目です。自立です。これは、内閣府に行っても 総括官からもお話をしました。皆さんそのところがネックです。確かに5年間で2億円上限があって、そしてそのうちの半分がハードで使えるというようなところはまずあり得ないというか、そういう交付金というのは皆さんハードを欲しがっているというところもあったり、いろんな部分でそういう査定の状況を見てきましたけれども、本当になかなかそういうわけにはいきません。ただ、今回は全国ネットワークでございます。なぜうちがというふうなことを言われたのですけれども、それはやっぱり日本一の農業というのですか、生産、そういう地帯であるということです。それと、空港から非常に利便性が高い。それと、ネットワークをすぐ、いろんな部分で地理的な条件、経済的な条件、いろんな条件から人的な条件も含めて非常に適しているということで、前回行ったときも高島と更別で全国を引っ張ってほしいというふうな、これは日本の創生事業が人材でなかなかできなかったと。今回この提案、そしてここに集まってきている自治体が本当に日本の人材づくりのために引っ張ってほしいという話を総括官から聞きました。本当に自立してほしいのではなくて、自立するのだという覚悟で、私はこれは 協力隊員にも事務局に入ってもらいますけれども、自立をしてくださいではなくて自立するのだというかたい決意で、村も関係機関も協力しながらやっていきたいというふうに思っていますし、5年間で結果をある程度出していきたいというふうに思っています。ただ、補助金は6年目で切れます。そのときにやっぱり何らかの形でいろんな業務を委託しても、なかなかそれぞれ自立できない場合は、私はその部分についてはある程度そこでも人脈とか、いろんな部分で必ず大きな成果が残っていると思います。ただ、その部分で運営上の支障とか、いろんな部分で困難な状況があったとした場合については、これはもう英断をして、その時点ではやめるという決意も必要ではないかというふうに思っていますし、その時点で、その前の前の時点ぐらいになりますけれども、判断をしていきたいというふうに思います。

この熱中小学校については、年度ごとに議員の皆さん、そして夢大地の皆さんもそうですけれども、全部点検をしていただきます。そして、進捗状況、成果、そしてどういうふうに次年度していくのかをこれをきっちり報告し、そして皆さん方のご意見をいただきながら、予算等も含めて、先ほどの開発跡地の点もありますけれども、具体的な提案をする

中でしっかりと組み立てていきたいというふうに思っています。自立を目指しますけれども、できなかった場合についてもしっかりとその辺については英断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今回の関連なのですけれども、6年後自立を目指していくという形で、村長はその状況による英断をするということだったのですけれども、それは村長が東京に行って内閣府と話した中で、財源措置がなくなってきたことも国としては事業を継続していくことを求めていると。だけれども、村長は経営状況によってはやめる。内閣府に、やめるということを今言ったのですけれども、内閣府とそういったかかわりの中で、6年後にうちはうまくいかなかったからやめますよと、そういうことができるということですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 お答えします。

できるかできないかということではなくて、総括官の話では、彼の主張によれば、これは当初は乱暴な言い方をされましたけれども、失敗もあり得るだろうと。ただ、30年後に成果が出せればいいのだというような話も、何を言っているのかはわかりませんでしたけれども、そういう話もありました。ただ、言いたいことは、その中で自立をできるように各自治体として頑張ってもらいたい。もう一つは、全国ネットワークでございます。だから、例えば特産品、この間交流会ありましたけれども、私のほうからも持っていきましたけれども、いろんな特産品があります。例えば更別村のアンテナショップでそれを扱うことになると、これはどこの自治体も、関係する8団体ですか、八丈島あるいは四万十、宮崎の小林市、山形高畠町、富山高岡市、いろんな部分、そこは集約できるのは村だけだというふうに思います。また、今ブドウ酒を生産している、しようしているところがありますけれども、彼らが行って、担当者が言っていたのはブドウ酒にはチーズが必要であると。そのチーズのノウハウをぜひ更別村から欲しいと。十勝から欲しいと。そういう連携もさせてほしいのだということでもあります。だから、我々が特産品の開発をしたり、いろんなアイデアをしたときに、全国とこれにつながるような部分がニーズがあればそれに対して全国もしくはそれに対応する教授陣の派遣を要請し、そしてその中で開発をしていくということを、そのための熱中小学校でありますから、そういう形で作っていただければなということを考えております。よろしく申し上げます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 では、ニーズがあったときには継続していくと。でも、ニーズがあっても利益がなかったときには継続しないのですか。村長の判断基準というのはどこにあるのですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 ニーズがあった云々ではなくて、自立できないと判断したときには決断をす

るということでもあります。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ちょっと振り出しに戻るのかもしれませんが、3点ほど確認させていただきます。

まず、1点目なのですがすけれども、非常に短い時間で仕事をやってきました。国からこういった交付金を受けるというのは、やはり一つの成功例かなという思いもあります。ただ、ここで東奔西走されました村長以下職員と先ほどから という名前が出ましたけれども、非常にここは仕事をする上での信頼関係と組織力というところから、どなたが主体的にやるかということを確認しておきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 この件に関しては、企画あるいは産業課、あるいはこれに関連する各課、本当に職員が懸命になってやっております。この人材育成プロジェクトについては、村の未来がかかっております。ということで、私は職員を信頼していますし、職員は本当に汗をかき、そして実際に行動しながらそういうような国とのいろんなやりとりとかしておりますし、これは村瀬議員の部分にお応えできるのではないかというふうに私は思っております。確信しております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 やっぱり職員一丸とならなければ組織力が上がりませんので、ぜひそこら辺のところを履き違えないで進めていただきたい。

それで、2点目なのですが、やはり少しでも交付金が入っていくということについては、村がどういう意味で公益性があるかということをもう少し明確な答えをしていかないと、可能性と期待というのは十分理解できません。やっぱり特化した物の言い方を少ししていかないとなかなか住民に伝わらないのではないかなと、そういう思いがあるものですから、10項目開校の目的があるうち、村としてはここをやるのだというようなことがもしありましたら教えていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 それは、いろいろな方からご指摘をされております。10項目は村の課題であるというふうに思っています、喫緊の。今、村瀬議員さんのおっしゃっているところで、あえて私が言うならば人材育成、雇用、そして産業の振興であります。そこは絶対に結論を、結果を出していきたいというふうに考えていますし、これは村だけではなくていろんな、農協あるいは商工会、全ての方々もご協力を願いながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それで、やはり皆さんも6年後の話になるかと思います。それで、運営

計画の中で将来的な財源確保というのは、この将来的というのは6年後を指すということ
でよろしいでしょうか。

(「済みません。もう一度……」の声あり)

○6番村瀬議員 熱中小学校の運営計画の中に将来的な財源確保というのがあります。こ
こは6年目を指す、6年目以降なのか、5年間の話でしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 国の助成金がなくなったときというふうになります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そうしますと、将来的な財源確保の中に補助金とございます。運営補助、
施設管理費補助、そして将来的には点々と、こういう文面になってございます。先ほどの
言う村長の一つの自立させるのだという思いで、ならないときには英断をもってというよ
うなご意見ございましたけれども、ここの整合性はありますか。

○議 長 西山村長。

○村 長 運営資金の部分については、5年間について手当てされる部分で見ていきま
す。いろいろこれから例えば事業委託とかいった部分については、それはそれでまた村の
そういう形での補助金とか、そういう形は委託業務としてはそれでその部分が出てくるの
ではないかというふうに思いますけれども。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 僕も補助金というと村からなのかなという、そんな思いでちょっと言っ
てしまったところもあるのですが、そこを確認しないで勝手に村から補助金というような
科目になっているように見えるものですから、その辺のところの説明をお願いしたつも
りでした。

○議 長 西山村長。

○村 長 2つあります。1つは、国からの5年間の1億8,000万円の中での運営費等々、
事業です。この法人の運営とか、いろんな熱中小学校の運営です。ただ、今からはっきり
は言えませんが、観光協会とか、例えばふるさと納税の関係の業務委託とか、いろ
んな部分がありあつた場合については、その補助金の補助というのは村の補助金というこ
とになります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それは、委託金とか、そういうお金になろうかと思うのです。補助金と
いうと支援するという前提の中で考えているのかなという思いがあるものですから、自立
するというのと村から補助金を出すということはちょっと矛盾になるのかなという、そ
んな思いで質問しています。

○議 長 西山村長。

○村 長 ちょっと済みません。私の整理ができなくて申しわけなかったのですけれど
も、例えば業務委託した場合については、これは熱中小学校の運営とはかかわらないとい

うか、私は別個のものだというふうに考えますので、その部分の補助金があれば、例えばそっちの部分で業務委託はしてそういう部分が残れば、それは可能であればそういうふうにしていきたいと思いますけれども、熱中小学校の部分でそれが無理であれば、それは援助、補助ということではないです。熱中小学校に対してはそういうことはしません。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 関連というか、確認なのですけれども、運営補助金、要するに補助金と言うからちょっとわからなくなってきたのかなという感じがするのです。例えば施設管理、その施設が村の施設だったら村としては委託料を払う、これは当然のことですよね。それから、例えば赤字補填だとか、それからどここのお金が来ていて、村を通過してそこに払うといったときには、それは補助金に多分なると思うのですけれども、その整理の話だというふうには私は理解しているのですけれども、それでよろしいのではないですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 そのとおりでございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今の5年間の運営という関係に絡んで、関連して、一応5年間見ます。6年目からは民間で自立してくださいと、法人で自立してくださいと。実際の年間の運営費が2,500万円、これをどのように収益としてその法人ないし民間が稼ぐかということに多分なってくると思うのですが、授業料等も含めて2,500万のお金を収益を出すというのは、はっきり言ってほぼ無理だと思います、この事業だけでは。となると、今村長が言ったように村の事業の委託も含めて、実際に村は2,500万のうちの1,500万ないし2,000万近くは委託料として出せますよという形になるのかもしれないですね、これについては。これについては、運営の中の部分もありますので、どこまで自立という部分で収益がどの部分までという、その辺の金額というのを多分皆さん知りたいのだと思うのです。だから、その辺の明確な部分が見えてくればちょっと違うのかなと思うのですが、それでも村としてはどうしてもこの事業を支援していくのだというお話ですので、早急に法人を立ち上げて民間にお願いするのだとずっとお話しされているのですが、事業内容によっては今最近どこの地域でもよくやっているのですが、観光DMOという形で、民間、金融、行政等も含めた中で、連携した中で運営をするのだよという形を進めることがすごく多いのです。これがいいのか悪いのか、成果としてはちょっと難しいところもあるのですが、この事業が総務省の事業ということで、観光事業でないよという形で観光DMOという形の手法がとれないのかどうかという部分を含めて、ちょっと検討すべきことなのかなとは思いますが、ここまで皆さんが5年後のことを評価の部分を進めるのであれば、5年間はDMOでやっていくよと。その後その中から民間の人が法人立ち上げて、本当に自分たちのみずからが法人を立ち上げて会社やるよというような進め方ももしかしたらあるのかなとは思いますが、それは可能ではないのですか。

○議 長 答弁調整のため休憩を入れます。

午後 4時11分 休憩

午後 4時27分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

森副村長。

○副 村 長 ただいまの高木議員のご質問でございますけれども、今まで法人を前提としてお話をしております。短い期間の中でこの事業の受け皿をとということで、法人というお話をしているわけでございますけれども、実際オープンキャンパスを開設、開くまでには若干の時間はございますけれども、その中でもそれが将来的にも法人がいいのかどうかについては、内部でちょっと調整を、協議をさせていただきたいと思っております。

それから、多くの議員さんから質問ありました、やはり国からの補助がなくなったときに、助成金や交付税がなくなったときにどうするのかと。一番心配をしている部分であります。これは、先ほどから村長のほうからもお話ありましたように、どこの参加自治体もその自治体の自主自立できるのかというところは一番大きな問題となっているところでございます。先ほど来年間の事業費2,500万が必要だと。その中で各生徒さんからもらう授業料については微々たるものでございます。単純に見れば到底その穴を埋めるというのはなかなか難しいというところでもあります。ただ、国からの交付金 coming している中では、やはり村として自主自立をするのが大前提ではありません。問題は、更別村にとってよりよい何かきっかけとか案だとかというものをこの人材育成を通して見出せるかどうかということが一番大事なかなというふうに思っています。その中で国からの交付金がなくなった時点で継続するに足る事業等、そういうものがお金ある程度かけてもやったほうがいいというものがあったら、それは継続していく形になるかというふうに思います。ただ、それについては当然議員の皆さん、それから住民の皆さんの理解を得なければならないということにもなります。

また、先ほど2,500万というのが一つの1年間の事業の経費だというふうに言われておりますけれども、そのときには全体を含めて事業の、例えば今の現在では1カ月に2回の授業を開催するというのを大前提として話してはいますけれども、それも逆に言うならば授業内容も変えながら当然やっていかなければならないと。そのままで授業が継続できるのかどうかというのを判断しながらやっていかなければならないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今回の副長の確認なのですけれども、では先ほど言った9月までに法人の立ち上げというものはなくなるということですか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 なくなるというふうにはお話ししておりません。法人でいくのかどうなのかについては、若干時間短いですが、ありますので、その中で協議させていただきたいということでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今の法人の立ち上げに関する話なのですが、協力隊として 氏を入れるという言葉もいただきました。そして、その法人を立ち上げる中でも事務局長に置きたいという話を村長からいただいたのですが、ここに僕は何かしっくりこないところがありまして、今の法人は今後立ち上げていくかどうかという問題はあると思うのですが、このまま協力隊で 氏を入れて、事務局長で 氏を入れるという、氏の就職先であるような考え方というのはどのように捉えているのですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 就職先ということではありません。いろいろこの話を、熱中小学校の話が来たときも 氏はそこに関係をしていましたし、人脈とか、いろんな形で紹介していただきましたし、創業というか、熱中小学校を考案した 元IBMの常務ですが、その方ともいろんな話もさせていただきましたし、彼はそういった人脈とか、いろんな部分でアイデアとかの部分ではそれに足る人間だというふうに思っていますので、そういう観点でいわゆる彼の能力を使って、人脈とかで生かさればというようなことで考えているわけですし、決して就職先を考えているということではありません。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということは、事務局長の候補であるということですよ。その法人を立ち上げる上では、候補であるということだけでなく、まだ局長が誰だとか、そういったことは、ほかの人材でももちろん村で協力していくわけですから、局長に関してここで村長さっき明記した名前、個人名出ましたけれども、ではその局長ってその個人名は決定ではないと。ほかに候補がいて、もちろんそれが違う人で、実力がある、そういった信頼があるということであれば、そういった人が局長になる確率もあるということですね。

○議 長 西山村長。

○村 長 絶対ということではないですが、私は 氏がふさわしいというふうに思っているところであります。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 あと、その後の法人の後の副長の開校目的で、人材交流からいろんな村の課題に着目していろいろ着手をしていくと。それに対する費用対効果というものがやっぱり具体的に示されていかなかったり、どういったことで更別村は発展していくのかということが見えてこないとか開校の目的の費用対効果が見えてこないと思うのです。ということで、先ほどからほかの議員も質問していると思うのですが、費用対効果を得るための開校目的10項目ある上でのもっともっと具体的な案というものは、改めて聞きますけ

れども、まだないのですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 これだというふうに出せばいいのですけれども、私もお話ししましたように、まだこの話の経過でもありましたように、できるだけ具体的な目標というものを設定してやっていきたいというふうには思っていますけれども、費用対効果含めて本当に数値目標とか、具体的に特産品がこうであるとか、企業が何個あるとか、交流人口が何千人であるとかというふうなところでは、そういうことは望ましいというのはわかりますけれども、なかなかそこまではいけていないのですけれども、できるだけそれに近い形で具体的に考えていきたいなというふうなことは思っております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 これから、では具体的なものを出していくと。その中でも人材育成、雇用の増加、産業振興に力を入れていくと先ほどの言葉でもありました。更別村に関しては、雇用づくりに関して決して雇用がないわけではないと僕は思っていますし、民間企業でも募集しているのです。だけれども、そこに来てくれる人がいないという。雇用よりも魅力をつくって更別村で働いてもらえるという、雇用はもう今現状ありますから、そういった更別の村の魅力づくりというものをもっともっと雇用、雇用と言わずにどうやったらその雇用に入っていくのかということも考えてやっていきたいと思えます。

話はちょっと変わるのですけれども、開発跡地のこのなぜこの開発跡地を利用するかということ人を集まる場所づくり、公園もそばにあるわけですから、そこを有効的利活用すると。その公園との関係の中で、景観も含めた中での開発跡地の利用についてどのように考えているか。

○議 長 西山村長。

○村 長 1点目の雇用の部分について太田議員のおっしゃるとおりです。私は、これ高木議員からも一般質問で出ていますけれども、では具体的に企業とか、そういう雇用を含めるのに、やはりある程度またいろんな部分での支援策とか、商工業あるいは工業あるいは農業を含めていろんな部分で、あるいは起業家、特産品、今もありますけれども、その部分を含めた具体的な支援策をやっぴりきちんと総合的に検討していく必要があると思えますし、これは本当に最もいい機会ではないかというふうに思っています。

2つ目の開発跡地につきましては、そこを改修していくということですが、もちろん今大型遊具のところの部分もありますし、m a ・ n a ・ c a も頻繁に使われるようになっていきます。商店街にも人の流れ、そして道の駅にも流れていくような状況もありますし、何回も同じことを言って申しわけないですが、今点から線になって、次は線から面だというふうなことを思っています。何とかその部分を結びつけて景観並びに交流人口の増加も含めて商店街の活性化、地域の活性化、ひいては村の活性化につながる、そういうことをこの事業の中でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 もう一度再度確認をさせていただきたいと思います。

今つらつらと説明をいただきましたけれども、基本的に私が考える今のあり方論というのは、村民がどう受けるかという部分だと思うのです。それが前提でお話をしていただかないと、これは村長の思いと議会の思いだけでのやりとりであって、一般村民がどういうふうにこの事業自体を理解してくれるかという、一番大切なことであって、それを今時間をかけて話しているにもかかわらず、やっぱり夢と理想とというのはわからぬわけではないのですけれども、どうも村民が理解してくれるような説明になっていないのではないかと今判断しているところでございます。資料の一番最後にある成果による事業継続イメージと。事業継続ということはちょっと除いて、村民がどう思っているかという課題を多分村長は提案したいと思っているというふうに判断していますので、人材育成だとか雇用だとか産業だとかという漠然としたものでなくて、これ5年間の時限立法で方向性が決まるということの重要性を鑑みると、もっと具体的に今の村民の更別村の具体的課題がここにあって、ここをまずターゲットとして一つ二つをやるのだという、その意思表示をしてくれないと、なかなか人材を集めますよ、更別村だけでなく全部集めますよ、言っただけでも、5月の勝毎には十勝の、これ 弁護士でしたか、が同調できるものがあるから一緒にやりますよという、そういう問題ではなくて、やっぱり村の課題としてどうあるのかという部分を村長、村長の口から具体的にきちっと明確に示してもらわないと、これ他町村の話にしても山形の高島町の話したって村民なんか誰もわかりません、実質的にどういう課題があるのかなんて。実質的にサクランボの町で、疲弊していて、人口も減って、このサクランボどうしようかということで始まった事業なのです、基本的には。そうしたら、更別村だってもっと具体的にこうしなければならぬという方針があって、人材育成しますよ、雇用も創出しますよ、そんなアバウトでなくて、自分の思いでこういう課題があるから5年間で取り組みたいのだと、やっぱりその強い意思というか、示してほしいと思うのです。いかがですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員のおっしゃるとおりです。この間私村がどうやってかかわっていくのか、何を目標とするのか、具体的にきちんと言えるものがないとだめなのではないかというような話を議員さんからもお話を伺いました。私はそのとおりだというふうに思いますし、今ある課題が10の課題ということで、さっき3つぐらいに、3つという形で言いましたけれども、農業も含めてそうですけれども、本当に今商店街の活性化とか特産品とか、いろんな部分でやっぱり課題があります。そこの部分を何とかしなければいけませんし、その部分で具体的に本当に指標を上げてやっていかなければなりませんし、私は村の新しいニーズとして、特産品はきちんと明確に村を代表するものをつくっていきたいというふうに思いますし、そこから今いろんなところで起業をする方もふえてきましたけれども、

その中で具体的にその部分を活用したり、あるいは空き家とか、いろんな部分はありますけれども、その部分でも商業の継続とか、いろんな部分を含めて、そこはきっちりとしてやっていきたいというようなことを思っています。あと、交流人口を含めて、今本当にチャンスが来ているというふうに言いましたけれども、空港の利便性があるにもかかわらず、いろんな風が来ているにもかかわらず、なかなか、宅地はやりますけれども、具体的に移住相当のところではやはり具体的な手だてを考えていかなければならないというふうに思います。その方向性をきちんと出しながら、なおかつこの5年の中でその部分も集約しながらもっともっとやっていかなければいけないというふうに思います。夢や希望ということではありませんけれども、その部分も私としては一步前へ出るというか、かけてみるというか、本当にそう思っていますし、何かをそこから見出して頑張っていかなければいけないというふうに思っていますので、今私の考えとして言える部分はその部分ですけれども、実際に本当に精力的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 私が聞きたいのは、村民参加型がまず第一条件として、村民に理解をいただかなければならないというのは、僕は大前提だというふうに判断しているのです。今の説明で9月に開校準備を始めて実施するといったときに、もうきょう6月の13日ですから2カ月弱の中で、本当に具体的な案を持って、生徒も募集して、村民に理解を求めて、村民の理解を得てスタートできるかということは今村長にお伺いしているわけですし、これただ特産品つくりたい、例えば起業家をつくりたいだとかという話を村民にしていて、村民がこの字句、いわゆる熱中小学校にでは学んでみようという形になると思います、実質的に今の説明の中で。そして、まして2カ月しかない中で、やっぱり参加人数もある程度募集していかなければならないという中で、これ間に合うという判断をしているのですか。その点ちょっと説明ください。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおり、9月ということでオープンスクールということは考えておりますけれども、その部分はしっかり今住民のいろんな参画型というのですか、そういうところの手だて打つという必要もありますし、特に慌てて9月に絶対オープンスクールをしなければいけないということではありませんし、当初の計画としてはそうですけれども、やはりそこは丁寧な取り組みが必要ですし、その部分はやっていく必要は、考えていく必要は、検討する余地はあるのかなというようなことを考えています。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ちょっと戻ってしまいますけれども、先ほど副村長のほうから答弁調整していただきました。副村長の言っていることと村長とのずれがあるのですが、最終的な判断としては村長の言い分によろしいのでしょうか、それとも最終的に副村長の言った答

弁でよろしいのでしょうか。というのは、2点あります。法人化がよいか協議したいということについて、協議するという結果なかなか待てないのではないかなという思いと、もう一点は継続してよいと思うときにはやっていかなければならないのではないかなというようなことは、村長もおっしゃるように6年目に対しての5年目の英断をするということと相反するのですけれども、そこきちっともう一度再度確認させてください。

○議 長 西山村長。

○村 長 お話した法人化については、今の現段階では法人化ということで考えております。ただ、いろんな形態もお話もありましたので、その部分については検討する余地はあるのかなというようなことを考えております。

それと、継続等々については、これは副長が話したとおりでありまして、本当に予算の関係で継続のところではやっぱり英断をしなければいけませんし、ただいろんな形でこの5年間でどういうふうな形で村というのですか、いろんな村の関係の事業の委託とかというのはちょっとわかりません。その中でやっぱり継続していくものがある場合については、規模を縮小してでもそれが望ましいといった場合についてはそれも検討する余地があるのかなというようなことを思っています。よろしいでしょうか。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 理解できましたけれども、私はこういうチャンスはなかなかないと思っています。それで、ぜひ頑張っていたきたいという思いの中で、ちょっと質問になるのかあれなのですが、やはり5年間一生懸命やるということが大事であって、僕はその先の先まで言っているような討議をする気は余りないのです。ただ、そこに向かっていく過程とそこに来たときにはきちっと判断できるということが大事だというふうに私は思うものですから、余り曖昧なことをそこで言わないほうがいいのではないかなという思いがあるものですから、しつこく聞いて、やっぱり英断するというようなことであれば英断することによって5年間頑張っていたきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員のご指摘、今されましたけれども、私は本当にスタートして、今言ったようにとにかく努力して頑張ってみる。これがやっぱり大事なことだというふうに考えております。本当に危惧されることはたくさんあるのです。私ももう議員さんたちの憂いとか、いろんな心配事とか本当にもうおっしゃるとおりだと思います。でも、私は今やるしかないというふうに考えております。だから、皆さんと一緒にやりたいのです。そして、村人たちの、住民の皆さんの意見も含めながら、これは絶好のチャンスです。必ず村の未来につながります。私は確信しております。ですから、皆さん方のご協力を本当に心からお願いいたしますし、とにかくやらせていただきたい、それだけでございます。

以上です。

○議 長 どうですか。熱中小学校の件についてはよろしいですか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、一般会計補正の中で別な案件について質疑を受けます。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ちょっと時間を置いてしまって申しわけございませんけれども、一般会計の中の補正の中で12ページの地方振興費の中の委託料の関係で、前段で太田議員も質問した経過があるのですけれども、再度確認だけさせていただきたいというふうに思います。

特産品の共同開発の委託料ということで1,391万1,000円ということで、これとりあえず地方創生の緊急加速化事業にのっかってやりたいというご提案でございまして、これはニチロと更別農業高等学校にある程度シフトした形で実施させていただきたいという説明がありましたけれども、この事業は地方創生なので、多分1年間の事業ではなくて継続されると思うのですけれども、その内容を5年間継続されるのかどうか、地方戦略の関係もありますので、ちょっと継続するものなのかどうか、その確認を1点させていただきます。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほうの事業につきましては、地方創生の加速化交付金という事業費を使わせていただいてやるものです。こちらのほうにつきましては、今回2次募集がございまして、そちらのほうにのっかってやるものでございます。この交付金については、あくまでも単年度の補助でございまして、今回の事業に充当するものでございますが、ただ、今事業者のマルハニチロ北日本十勝工場や農業高校さんでは、このまうまく商品開発ができるようであればこの後も続けていきたいというふうな形の中で、まず今回きっかけづくりとしての立ち上げになるのかなというふうに考えているところでございます。ですから、この後も経費がなくてもそれぞれの持ち寄りによって継続することは可能なかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑を受けます。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎会議時間の延長

○議長 お諮りをいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

◎日程第23 議案第59号

○議長 日程第23、議案第59号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第59号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

第1条といたしまして、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,344万3,000円とするものであります。

内容の説明でありますけれども、診療施設勘定の歳出から申し上げます。6ページをお開きください。6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の部分ですけれども、これについて117万1,000円を減額するものであります。説明欄にありますように、1の総務管理経費として139万6,000円の減額、総務一般事務経費として28万6,000円の増額、そして準職員賃金として6万1,000円の減額であります。総務管理費の給与については給与改定によるものでありまして、職員手当、共済費については率の改定によるものであります。負担金補助及び交付金につきましては、負担金率の変更であります。いずれも賃金単価の改正あるいは給与改定のものであります。今般人事異動に伴う給与改定と率、それに伴うものがここに書いてあるとおりでございます。

次に、歳入に参ります。5ページをごらんください。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として117万1,000円の減額をするものであります。財源補填分として一般会計からの繰入金の減額を行うものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第24 議案第60号

○議 長 日程第24、議案第60号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件でございます。

第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,808万2,000円とするものでございます。

内容であります、事業勘定の歳出から申し上げます。6ページをごらんください。6ページでございます。款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業、目1包括的支援事業費の116万6,000円の減であります。説明欄をごらんください。説明欄1の職員等 person 費、総額116万6,000円の減額であります。給料については、給料改定に伴う減額であります。職員手当について、共済費についてもこれは率の変更によるものであります。負担金補助及び交付金についても負担金の率の減額であります。これは、人事異動及び給与改定によるものであります。

次に、歳入でありますけれども、5ページをお開きください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金の減額でございます。一般会計より財源補填分として116万6,000円を減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第25 議案第61号

○議 長 日程第25、議案第61号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第
1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第61号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の
件でございます。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万7,000円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,392万9,000円とするものであります。

歳出よりご説明申し上げます。6ページをごらんください。6ページでございます。款
1水道経営費、項1水道経営費、目1水道管理費の94万7,000円を減額するものでございま
す。説明欄をごらんください。総務管理経費として94万7,000円の減であります。給料につ
いては給与改定、職員手当、共済費等については率の改正でございます。負担金について
も率の改正であります。これらも人事異動に伴う給与改定等によるものでございます。

引き続き歳入でありますけれども、5ページをごらんください。款3繰入金、項1他会
計繰入金、目1一般会計繰入金94万7,000円の減額でございます。財源補填分として一般会
計繰入金より94万7,000円を減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第26 議案第62号

○議 長 日程第26、議案第62号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,241万4,000円とするものであります。

歳出からご説明を申し上げます。6ページをごらんください。6ページでございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費8万1,000円を減額するものでございます。説明欄といたしまして、総務管理経費として8万1,000円分の減額であります。給料が1万3,000円の減、職員手当が3万3,000円の増、共済費9万円の減、そして負担金1万1,000円の減であります。これらは給与改定並びに負担率の変更によるものであります。これらは、給与改正に伴うものであります。

続いて、歳入の5ページをお開きください。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金8万1,000円を減額するものであります。財源補填分として一般会計繰入金から減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により6月14日及び6月15日の2日間休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月14日及び6月15日の2日間休会することに決定をしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 5時04分散会)